

水戸市農業基本計画（第5次）

（令和6年度～令和10年度）

水 戸 市

は じ め に



農業・農村は、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、文化の伝承など、私たちの生活に大きな恵みをもたらしてくれるものです。

本市は、巨大消費地である首都圏に近い距離にあるため、安全で安心な農産物を供給するのに適した立地条件を有するとともに、気候や土壌条件が農業生産に適しており、様々な農産物が生産されております。

一方で、農業従事者の減少や高齢化、経営耕地面積の減少、地球温暖化に伴う農産物の収穫量の減少など、本市の農業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

さらに、食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立が基本理念に位置付けられるなど、国においても農業は転換期を迎えております。

このような中、本市農業においては、様々な課題に取り組みながら、農業・農村の総合的な振興を図るため、水戸市農業基本計画（第4次）の成果や地域の特性、国・県が示す方向性等を踏まえ、「水戸市農業基本計画（第5次）」を策定しました。

本計画では、目指す姿を「農業が持続的に発展し、安心して良質な農産物を安定供給できるまち」と定め、多様な担い手の確保・育成や農業従事者の経営の安定化、環境に配慮した持続可能な農業を推進してまいります。この実現に向けましては、市民、農業団体、食品関連事業者、教育機関、行政等が一体となって取り組んでいくことが大変重要でありますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、アンケートに御協力いただきました農業従事者の皆様、熱心に御審議いただきました水戸市農政推進協議会委員等の関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

2024（令和6）年 10 月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 現況と課題

1 地域の現況	3
2 本市農業の課題	8

第3章 計画の基本的方向

1 本市農業の目指す姿	12
2 基本方針	13
3 施策の体系	14

第4章 7つの基本施策

基本施策1 農業を支える多様な担い手の確保・育成	15
基本施策2 優良農地の確保，農地の集積・集約化に向けた取組の推進	17
基本施策3 農業経営の安定化，経営の効率化に向けた取組の推進	19
基本施策4 農産物のブランド化等による儲かる農業の推進	21
基本施策5 地産地消の推進	23
基本施策6 環境にやさしい農業の推進	25
基本施策7 都市と農村の交流促進	27

第5章 推進体制と進行管理

1	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	30

資料編

1	農家アンケート調査結果・・・・・・・・	33
2	計画の策定経過・・・・・・・・	45

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

日本の農業は、人口減少に伴う国内市場の縮小や農業従事者の減少・高齢化等の課題に直面しているほか、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや気候変動等の課題への対応にも迫られ、大きなターニングポイントを迎えています。

本市の農業については、比較的農産物の生産に適した気象・土壌条件のもと、米を中心に、野菜、畜産物、果樹等の様々な農産物が生産されており、市内外へ安全・安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市の産業としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、農業従事者の減少と高齢化による担い手不足が著しく、今後、この傾向が一層進むことが懸念されています。また、近年の地球温暖化による農産物の品質低下や収量減少、大規模自然災害の発生による農産物被害は、今後の農業経営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

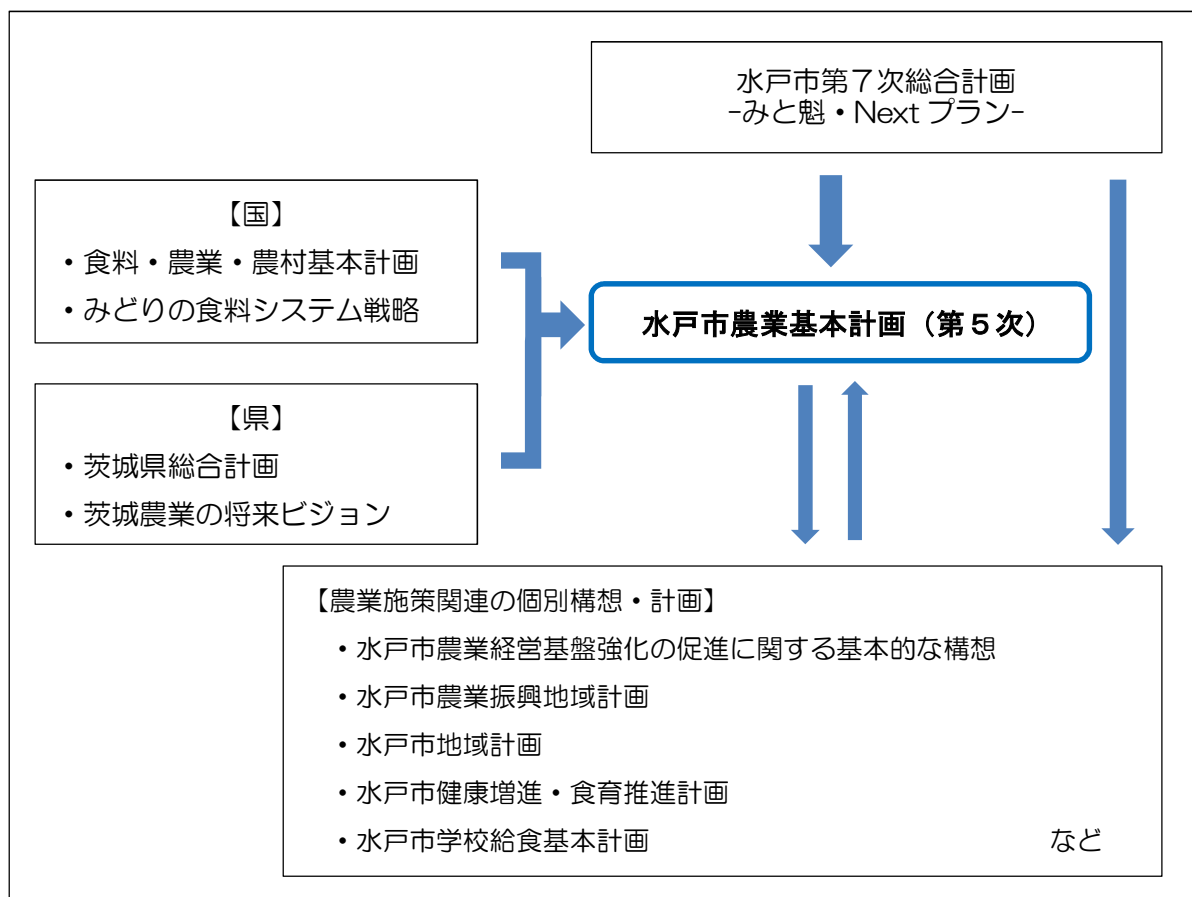
安全・安心な農産物が、将来にわたり安定的に市民へ供給されるとともに、農業が持続的に発展するためには、農業を支える多様な担い手の確保・育成をはじめ、農業経営の安定化や効率化、所得の向上への取組等を推進することが必要です。また、環境に配慮した持続可能な農業を実現していくためには、カーボンニュートラルに向けた施策の展開や堆肥の利用促進など、環境への負荷を軽減する取組を推進していくことが求められます。

本市農業における様々な課題の解決に取り組みながら、安心な食を支える農業の振興を図るため、本市では、国・県の農業施策の動向や社会情勢の変化、SDGsの理念、農業従事者の意向等を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-や関連計画と整合を図りながら、水戸市農業基本計画（第5次）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の食料・農業・農村基本計画や、みどりの食料システム戦略、県の茨城県総合計画や、茨城農業の将来ビジョンなど、国・県の農業に関する計画及び「水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-」との整合を図りながら、本市の農業、農村の総合的な振興を図る基本計画として、策定するものです。

各種施策については、本計画によるもののほか、水戸市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、水戸市農業振興地域計画、水戸市地域計画、水戸市健康増進・食育推進計画、水戸市学校給食基本計画等の各種計画においても推進するものとします。



計画とSDGsとの関連性



3 計画期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国・県の動向を注視しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 現況と課題

1 地域の現況

(1) 消費地に近く、安全・安心な農産物の供給に有利な立地条件

本市は、全域で見ると農林水産省による農業地域類型の「都市的地域^{※1}」に該当します。一方、国田、柳河、上大野、飯富、下大野、稲荷、大場、中妻、鯉淵は「平地農業地域^{※2}」、山根は「中間農業地域^{※3}」に該当しています（表-1）。

2020（令和2）年の国勢調査によると、本市の産業別就業者人口の割合は、第1次産業が2.3パーセントであり、第3次産業が77.2パーセントとその大半を占めています。地理的には、都市的な集積が進んでいる地域を、平坦な耕地が中心の農村地域が取り囲んでいる状況にあります。

また、本市は、市内に多くの消費者を抱えているとともに、巨大消費地である東京から約100キロメートルの距離にあり、常磐自動車道、北関東自動車道等の高速道路網により首都圏と接続しています。

これらのことから、本市は、市内外の消費者に対し、新鮮で安全な農産物の供給に有利な立地条件にあると言えます。

表-1 農業地域類型

地域名称 ※4	農業地域類型	
	1次分類	2次分類
水戸	都市的地域	田畑型
国田	平地農業地域	水田型
吉田	都市的地域	田畑型
酒門	都市的地域	水田型
柳河	平地農業地域	田畑型
渡里	都市的地域	田畑型
上大野	平地農業地域	水田型
緑岡	都市的地域	田畑型
飯富	平地農業地域	畑地型
上中妻	都市的地域	田畑型
山根	中間農業地域	田畑型
河和田	都市的地域	田畑型
下大野	平地農業地域	水田型
稲荷	平地農業地域	水田型
大場	平地農業地域	水田型
下中妻	都市的地域	田畑型
中妻	平地農業地域	田畑型
鯉淵	平地農業地域	田畑型

※1 可住地に占める人口集中地区面積が5パーセント以上で、人口密度500人以上又は人口集中地区人口2万人以上の旧市区町村又は市町村

※2 耕地率20パーセント以上かつ林野率50パーセント未満の市町村及び旧市区町村

※3 耕地率20パーセント未満で「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村及び旧市区町村

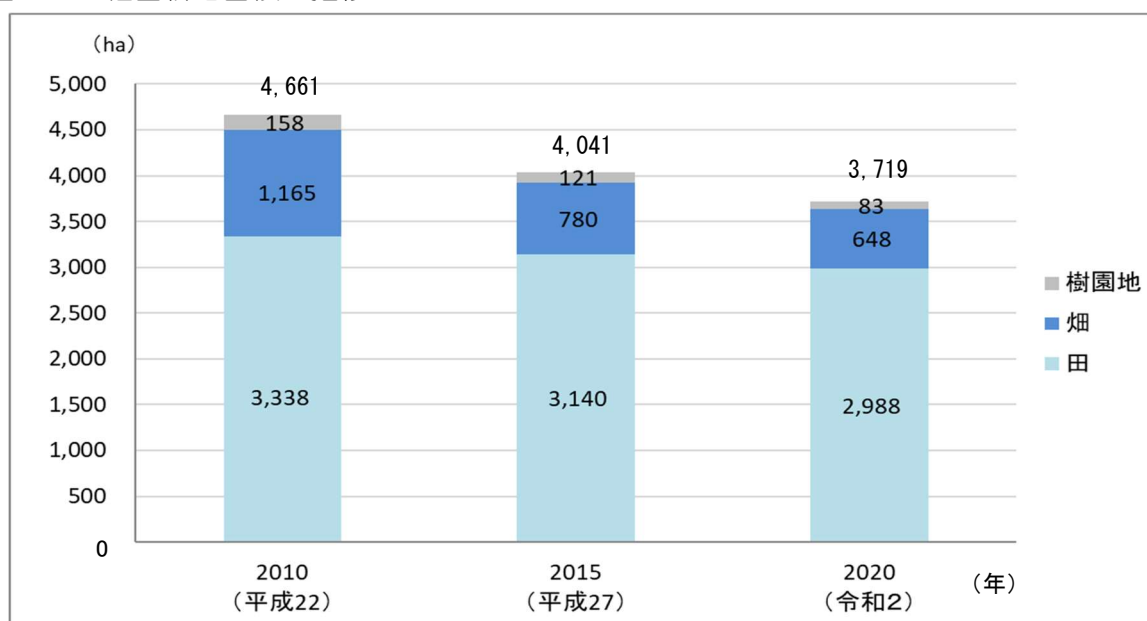
※4 農林水産省「旧市町村別農業地域類型一覧表」に準じた表記

（２）稲作主体の農業形態

2020（令和2）年において、本市の経営耕地面積は3,719ヘクタールであり、このうち水田は2,988ヘクタールで、全体の80パーセントを占めており（図－1）、農業産出額においても、米が29億2千万円と、全体の31パーセントを占めています（図－2）。

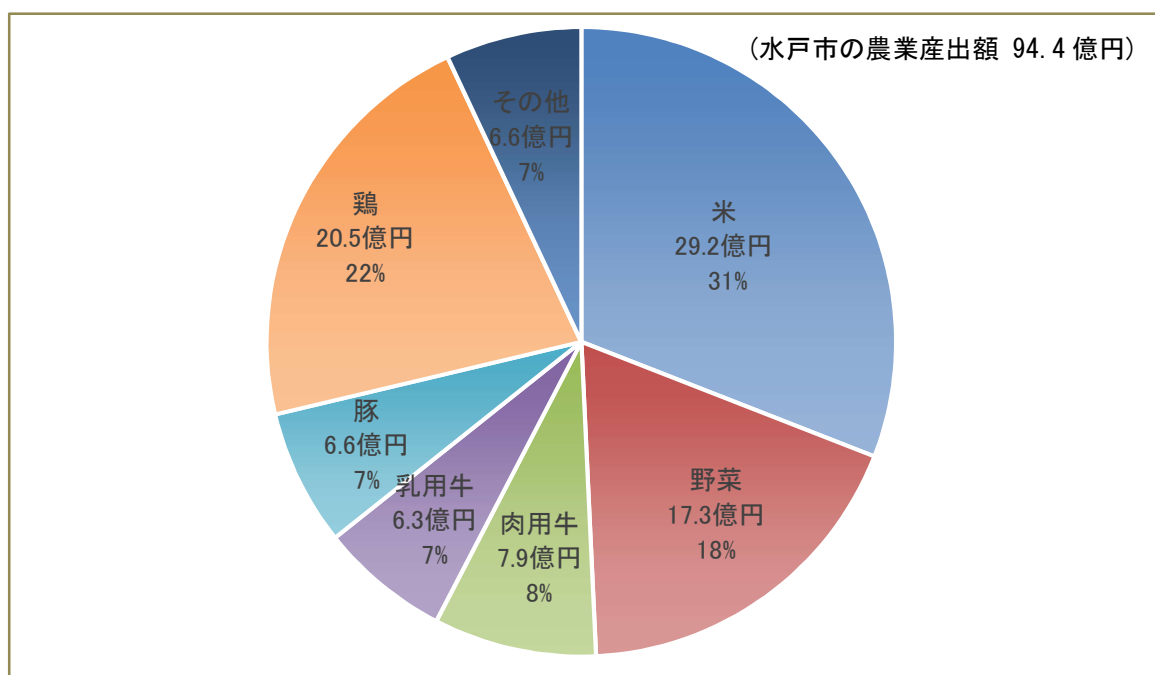
また、水稻を作付している販売農家は、1,742戸と、販売農家全体2,099戸の83パーセントを占めており（表－2、図－4）、本市では、稲作主体の農業が展開されていると言えます。

図－1 経営耕地面積の推移



（出典：農林業センサス，農林水産省）

図－2 水戸市の農業産出額（2021（令和3）年）

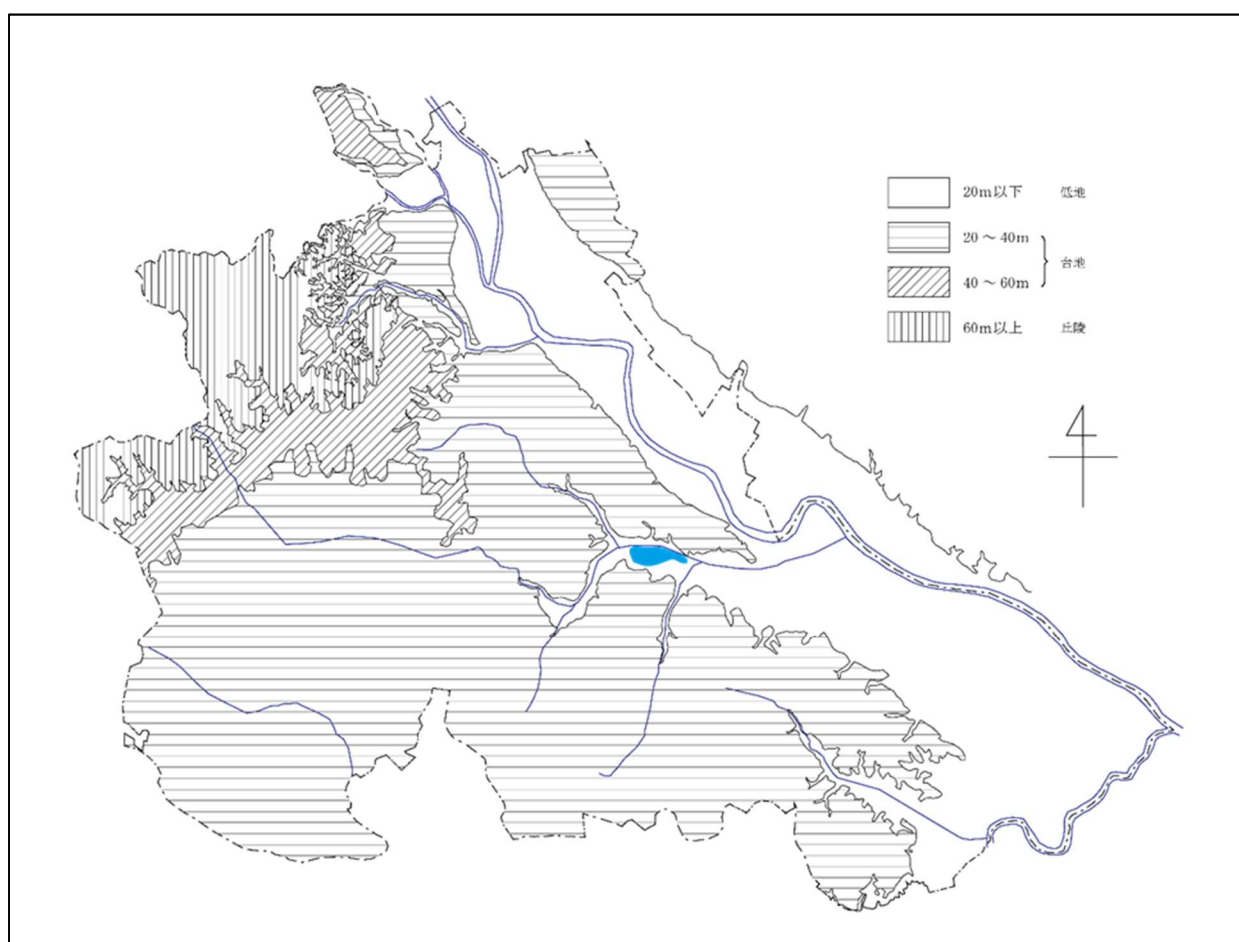


（出典：市町村別農業産出額（推計），農林水産省）

（３）農業生産に適した気象・土壌条件

本市の気候は、夏は高温多湿で冬は乾燥して晴天の続く、いわゆる太平洋岸式気候であり、年間平均気温約 14℃前後、年間平均降水量 1,400 ミリメートル程度※と比較的気象条件に恵まれた地域です。地形は、北西部に丘陵地帯が見られるほかは、那珂川流域に広がる肥沃な沖積の低地と、南西に広がる関東ローム層から成る台地で形成されています（図 - 3）。このように、農産物の生産に適した条件にあり、米を中心に、野菜、花き、果樹など、多くの種類の農産物が生産されています（表 - 2）。

図 - 3 水戸市の地形図



（水戸市調べ）

※ 気象庁HPより。水戸市の平年値（年・月ごとの値）。統計期間は、1991 年～2020 年。

表 - 2 販売を目的とした農産物の作付・飼養状況（2020（令和2）年）

農畜産物名		農業経営体数 （経営体）	作付面積 （ha）	備考
稲，麦，そば， いも類，豆類等	水稻	1,742	2,227	
	陸稲	112	62	
	小麦	29	127	
	大麦	13	51	
	そば	13	14	
	その他雑穀	3	12	
	ばれいしょ（じゃがいも）	50	13	
	かんしょ（さつまいも）	44	2,472	面積は食用のみ
	大豆	47	129	
	小豆	20	2	
	その他の豆類	24	5	
	その他工芸農作物	8	4	
野菜	だいこん	85	13	
	にんじん	69	22	
	さといも	65	4	
	はくさい	111	1,351	面積は露地のみ
	キャベツ	84	1,433	面積は露地のみ
	ほうれんそう	77	16	
	レタス	29	6	
	ねぎ	189	47	
	たまねぎ	35	9	
	ブロッコリー	89	1,518	面積は露地のみ
	きゅうり	63	2	
	なす	76	5	
	トマト	43	5	
	ピーマン	19	1	
	いちご	25	4	
	メロン	4	16.1	面積は施設のみ
	すいか	10	172	面積は露地のみ
	その他の野菜	167	52	
果樹	りんご	5	2	
	ぶどう	10	284	面積は露地のみ
	日本なし	19	574	面積は露地のみ
	西洋なし	1	-	
	もも	1	-	
	すもも	2	-	
	うめ	23	3	
	かき	6	1	
	くり	102	55	
	その他の果樹	13	342	面積は露地のみ
花き，その他作物	花き類	28	7	
	花き	6	4	
畜産	乳用牛	14	531頭	
	肉用牛	16	559頭	頭数は鯉淵地区のみ
	豚	9	5,600頭	
	採卵鶏	1	-	

（出典：農林業センサス，農林水産省）

（４）「水戸」の知名度・地域イメージの活用

水戸市は、水戸黄門、偕楽園、水戸藩等に代表される歴史的なイメージや水戸納豆、梅等の食文化のイメージがあり、また、県庁所在地として全国的な知名度を有しています。

本市においては、農産物のPRやブランド化にこうした地域イメージを活用することができる有利な状況にあると言えます。

（５）農業の指導・教育機関が充実

本市は、県の指導機関である茨城県県央農林事務所経営・普及部門や、鯉淵学園農業栄養専門学校、日本農業実践学園等があり、公的な指導や教育サービスを受けやすい環境にあります。

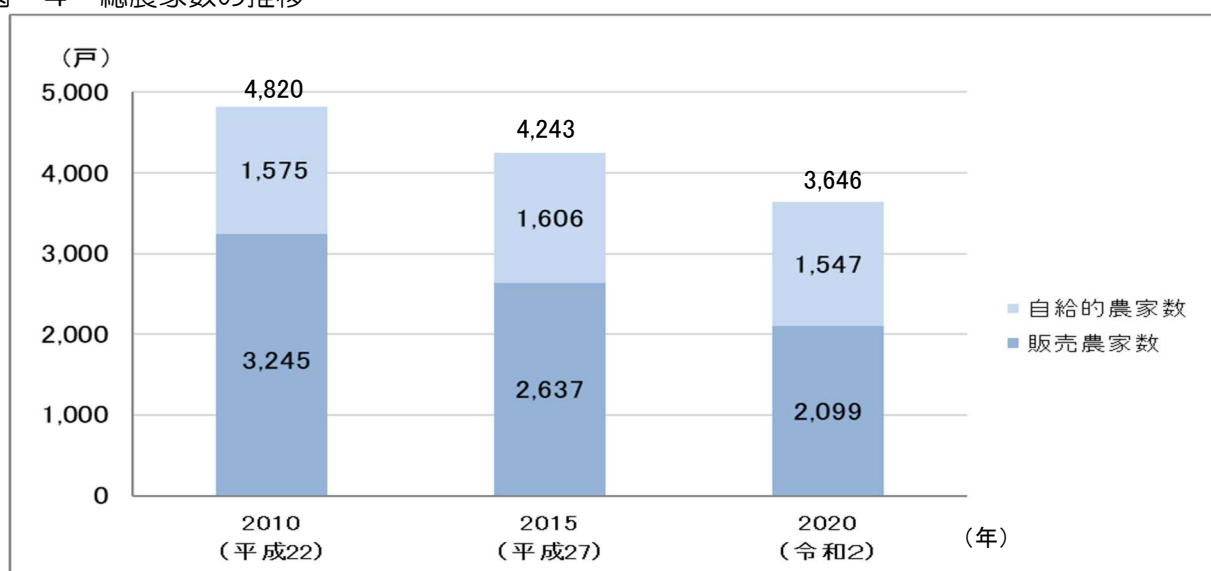
2 本市農業の課題

(1) 農業従事者の減少と高齢化

本市における総農家数は、2020（令和2）年において3,646戸（うち、自給的農家1,547戸、販売農家2,099戸）と、自給的農家は横ばいで推移しているものの、販売農家は減少が続いています（図 - 4）。また、基幹的農業従事者数は、2020（令和2）年において2,375人と、減少が続いており、特に64歳以下で減少しています（図 - 5）。

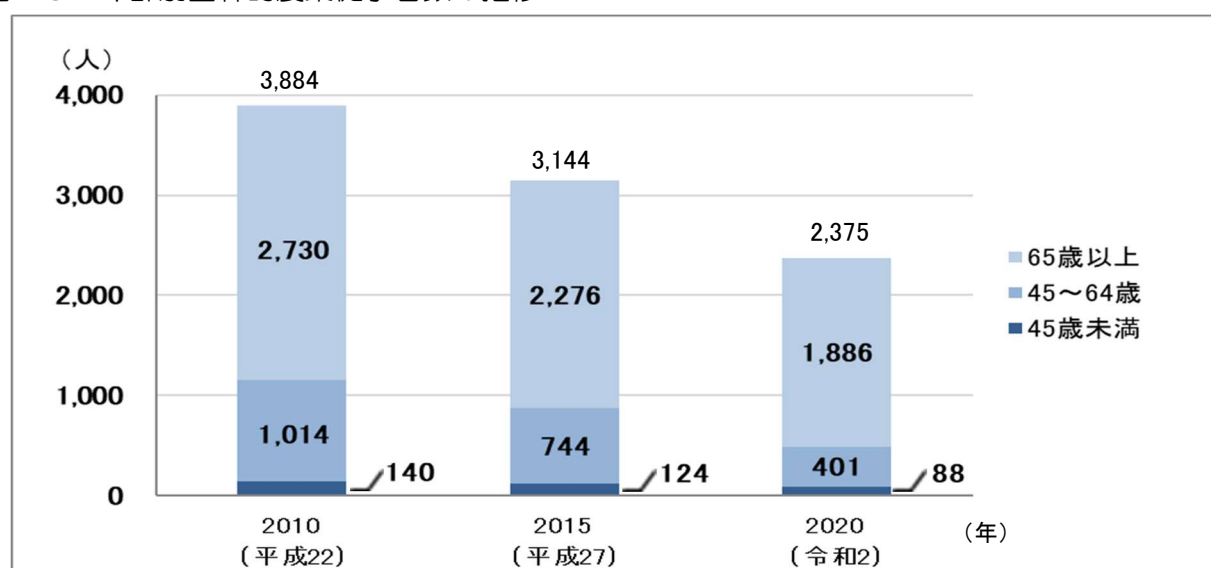
農業の持続的な発展のためには、新規就農者等の新たな担い手を確保・育成する必要があります。

図 - 4 総農家数の推移



(出典：農林業センサス，農林水産省)

図 - 5 年齢別基幹的農業従事者数の推移



(出典：農林業センサス，農林水産省)

（２）大規模経営体の割合が低く、中・小規模農家が支える構造

2020（令和２）年においては、経営耕地面積が５ヘクタール以上の大規模経営体が全体の５.２パーセント（１１０経営体）であり、その割合は低い状況にあります。また、経営耕地面積が５ヘクタール未満の経営体は、全体の９４.８パーセント（２,０１９経営体）となっています（表－３）。

また、農産物の販売金額が１,０００万円以上の経営体数については、この１０年間横ばいで推移しており、全体の３.８パーセント（８１経営体）となっています。農産物の販売金額が１,０００万円未満の経営体数は、全体の９６.２パーセント（２,０４８経営体）となっています（表－４）。

農業経営の持続的な発展のためには、大規模経営体や中・小規模農家それぞれが、農業所得の向上を目指す必要があります。

表 - 3 経営耕地面積規模別経営体数

面積区分		2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (令和2年)	
5 h a 未 満	経営耕地なし	4	6	7	0.3%
	0.3ha未満	10	12	26	1.2%
	0.3～0.5ha	535	487	367	17.2%
	0.5～1.0	1,070	876	675	31.7%
	1.0～1.5	628	488	371	17.5%
	1.5～2.0	358	288	218	10.2%
	2.0～2.5	400	267	238	11.2%
	2.5～3.0				
	3.0～4.0	179	143	117	5.5%
	4.0～5.0				
小計		3,184	2,567	2,019	94.8%
5 h a 以 上	5.0～7.5	59	64	66	3.1%
	7.5～10.0				
	10.0～15.0	16	28	31	1.5%
	15.0～20.0				
	20.0～30.0	0	5	7	0.3%
	30.0～50.0	3	0	4	0.2%
	50.0～100.0	0	2	2	0.1%
	100ha以上	0	0	0	0.0%
小計		78	99	110	5.2%
合 計		3,262	2,666	2,129	100.0%

(出典：農林業センサス，農林水産省)

※ 自給的農家を除く

※ 農林業センサスによる，経営耕地規模が30a以上または農産物の作付け・栽培面積，家畜の飼養頭羽数が一定規模以上，もしくは農作業の受託を行う者の対象面積。

表 - 4 農産物の販売金額別経営体数

金額区分		2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (令和2年)	
1 0 0 0 万 円 未 満	販売なし	413	268	186	8.7%
	300万円未満	2,510	2,130	1,643	77.2%
	300～500万円	147	95	130	6.1%
	500～1,000万円	111	94	89	4.2%
	小計	3,181	2,587	2,048	96.2%
1 0 0 0 万 円 以 上	1,000～3,000万円	62	60	55	2.6%
	3,000～5,000万円	12	12	10	0.5%
	5,000～1億円	4	3	13	0.6%
	1～3億円	2	3	1	0.0%
	3～5億円	0	0	0	0.0%
	5億円以上	1	1	2	0.1%
小計		81	79	81	3.8%
合 計		3,262	2,666	2,129	100.0%

(出典：農林業センサス，農林水産省)

（３）耕作放棄地の発生

耕作放棄地が発生する原因は、「高齢化・労働力不足」や「地域内に引き受け手がない」といった従事者に係る要因、「農産物の価格低迷」や「収益の上がる作物がない」といった経営に係る要因、さらには「有害鳥獣被害」等によるものと考えられ、複合的な対策を行う必要があります。

（４）気候変動や環境配慮への対応

地球温暖化は、気温の上昇や気象パターンの変化を引き起こし、農業に様々な影響を与える要因となります。高温により農産物の生育に悪影響を与え、収量減少や品質低下につながるとともに、病害虫や自然災害による被害が発生するなど、農業への影響が懸念されます。

持続可能な農業の実現のためには、環境にやさしい農業を推進する必要があります。

（５）農村人口の減少による地域コミュニティ機能の低下

農村集落は、農業生産活動、農村地域の共同活動のみならず、食文化の継承、都市住民との交流、食育の実践など、生産及び生活の共同体として機能してきました。しかしながら、農村から都市部への人口流出や高齢化によって、地域コミュニティ機能が低下し、農村集落の維持が困難になることが懸念されます。

都市と農村の交流を促進するためには、農業体験や市民農園の利用促進等により、交流人口の増加を図る必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 本市農業の目指す姿

農業が持続的に発展し、安心して良質な農産物を安定供給できるまち

本市では、第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-において、「水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまちをつくる」、「市民の豊かな暮らしを実現できる「経済発展」するまちをつくる」、「誰もが生き生きと暮らせる「安心」できるまちをつくる」の三つの基本理念のもとに都市づくりを進め、目指す将来都市像を「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する

さきがけ
魁のまち・水戸」と掲げ、市民と行政の協働のもと、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市づくりの実現を目指すものとしています。

農業・農村は、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、良好な自然環境、水源のかん養等の多面的機能により、市民に安心して快適な環境を提供する役割を担っています。これらを維持するためには、多様な担い手を確保・育成するとともに、農業従事者の経営の安定化、環境に配慮した持続可能な農業を推進し、農業が持続的に発展することが必要です。

そのため、市民、事業者、行政等が共有する本市農業の目指す姿を「**農業が持続的に発展し、安心して良質な農産物を安定供給できるまち**」とします。

2 基本方針

基本方針 1 食の安定供給と農業経営の持続的な発展

基本方針 2 環境に配慮した持続可能な農業の推進

本市では、農業・農村の主体である農業従事者の経営の効率化や所得向上を図り、安心して良質な農産物を安定的に消費者へ供給できる農業構造を実現するとともに、環境にやさしい農業を推進することにより、農業の持続的な発展を目指すため、次に掲げる事項を基本方針として定め、施策を展開します。

○基本方針 1 食の安定供給と農業経営の持続的な発展

専業農家や兼業農家、半農半X^{※1}など、農業を支える多様な担い手を確保・育成するとともに、生産性の向上や経営の効率化への支援、所得の向上に向けた取組等を進め、安心して良質な農産物の安定供給と、農業経営の持続的な発展を推進します。

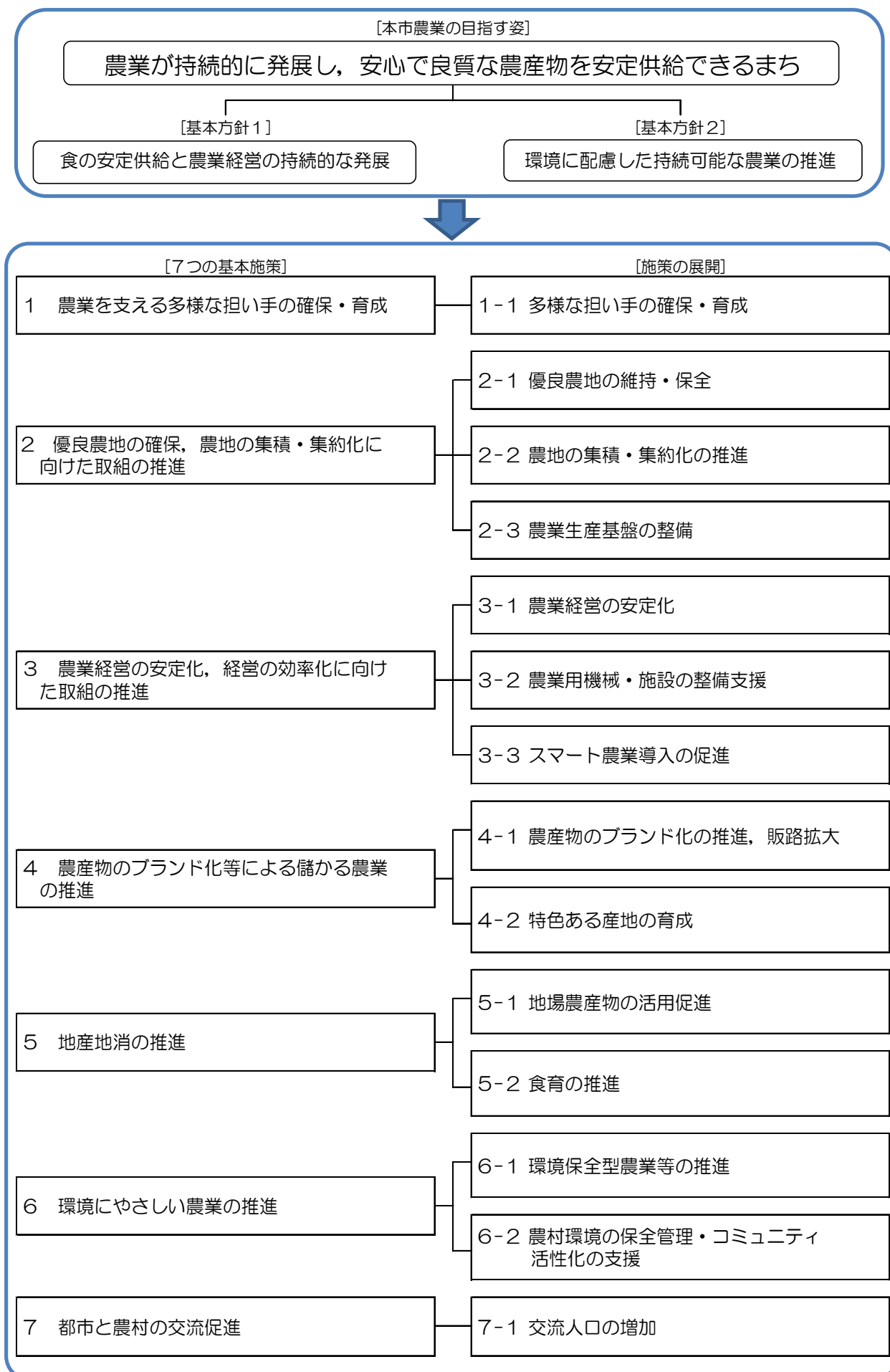
○基本方針 2 環境に配慮した持続可能な農業の推進

農村地域の自然環境を守る多面的機能や農村コミュニティの維持、都市と農村の交流への支援等を通して、将来に向け農村環境を維持していきます。また、ゼロカーボン・エコシティ^{※2}の実現に向け、化学農薬や化学肥料の使用低減、有機農業の推進等による環境にやさしい持続可能な農業を確立します。

※1 半農半X：販売を目的としない農業を行いながら、農業以外の仕事に従事するライフスタイル。

※2 2050（令和32）年までにCO₂排出量実質ゼロを実現するため、中長期的な視点に立って、CO₂排出量の更なる削減を目指す本市の取組。

3 施策の体系



第4章 7つの基本施策

基本施策1 農業を支える多様な担い手の確保・育成

[現状と課題]

本市においては、農業従事者の減少と高齢化による担い手不足が著しく、この傾向が一層進むことが懸念されています。今後、少ない担い手が市内の農業を支えていくためには、農業生産の中核を担う認定農業者とともに、新規就農者の確保・育成を推進することが必要です。

本市農業の大部分は、兼業農家や自給的農家など、中・小規模農家が支える構造となっており、これらの農家が経営を継続できるような支援が必要です。

また、消費者である市民も、市民農園の利用や農業の体験など、様々な形で携わり、農業に対する関心や理解を深めていくことで、農業の持続的な発展の支えとなることが期待されます。

[施策の基本的方向]

- ・ 農業従事者の減少と高齢化に対応するため、新規就農者や認定農業者の確保・育成、農業経営の法人化等を推進します。
- ・ 地域農業を支える中・小規模農家が農業経営を継続できるよう、ニーズに応じた支援を行います。
- ・ 市民農園の利用促進や農業体験の実施により、農業に関わる人の増加を図ります。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和4年度)	2028 年度 (令和10年度)
新規就農者数(年間)	10 人	10 人
認定農業者数(累計)	293 経営体	320 経営体

●施策の展開

【1-1 多様な担い手の確保・育成】

主な取組	内 容
新規就農者の確保・育成	・各種助成制度を活用した新規就農者支援 ・市内の農業教育機関と連携した就農人材の確保・育成 ・定年退職者等，中高齢者の就農人材の確保 ・県・JA 水戸等と連携した営農指導の実施 ・地域おこし協力隊制度の活用
認定農業者等の確保・育成	・認定農業者の確保・育成 ・農業後継者クラブの活動支援 ・農業ヘルパー事業の推進
組織経営体の育成	・集落営農組織の設立推進 ・集落営農組織の法人化の推進
家族経営協定の推進	・家族経営協定の締結推進
市民農園の推進	・ふるさと農場の利用促進 ・市民農園の利用促進及び新規開設支援

基本施策 2 優良農地の確保，農地の集積・集約化に向けた取組の推進

[現状と課題]

農業の経営基盤である農地は，食料の安定供給のために不可欠な資源であるとともに，農業生産が行われることにより自然環境が保全されるなど多面的な機能を有しており，市民にとって貴重な財産です。

農地の適正管理については，定期的な農地パトロールの実施により，遊休農地の発生防止に努めており，農家アンケートにおいても，今後の農業行政で重視してもらいたい項目として「耕作放棄地対策」を挙げた方が多くなっています。

さらに，農地所有者の高齢化や後継者不足により，農地を手放したい（貸したい・売りたい）方からの相談が増加傾向にあることから，地域計画の策定を進めるとともに，農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化等に取り組む必要があります。

また，市内には生産効率の悪いほ場が多く残されており，今後，少数の担い手が大きな面積で経営を行うには，大規模経営に適した基盤整備が重要です。

[施策の基本的方向]

- ・農用地の適正管理を促進し，遊休農地の解消と発生防止に努めます。
- ・地域計画で定める担い手等に，農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進し，農地の利用を促進します。
- ・生産の基盤である優良農地を確保するため，農業生産基盤の整備を推進します。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和 4 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
遊休農地の面積	281ha	195ha
担い手への農地集積率	30.2%	52.0%
国営緊急農地再編整備事業 営農開始団地数	3 団地	6 団地

●施策の展開

【2-1 優良農地の維持・保全】

主な取組	内 容
優良農地の維持・保全	・ 農業振興地域整備計画に基づく農用地の適正管理
耕作放棄地対策の実施	・ 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施 ・ 再生可能な農地の担い手への集積・集約化の推進

【2-2 農地の集積・集約化の推進】

主な取組	内 容
農地の流動化促進	・ 地域計画の推進 ・ 農地中間管理事業の推進 ・ 農用地利用集積等促進計画の推進

【2-3 農業生産基盤の整備】

主な取組	内 容
国営緊急農地再編整備事業	・ 茨城中部地区 （塩崎団地，大野団地，大串下大野団地，上国井団地，川又小泉団地，島田団地）
国営那珂川沿岸農業水利事業	・ 那珂川沿岸地区
県営畑地帯総合整備事業	・ 藤井地区
県営経営体育成基盤整備事業	・ 柳河中部地区 ・ 下国井地区
農業用水・排水・農道の整備	・ 排水路整備 ・ ため池整備 ・ 農道整備

基本施策 3 農業経営の安定化、経営の効率化に向けた取組の推進

[現状と課題]

農地の多くを水田が占める本市において、農業従事者の経営安定を図るには、転作の拡大による需要に応じた米づくりを推進する必要があります。

また、自然災害による被害が全国的に増加しており、経営の安定のためには、農産物の価格安定制度や収入保険制度、農業共済制度等への加入による備えが必要です。

経営の効率化に向け期待されるスマート農業については、農業従事者がスマート農業に触れる機会が少なく、また、機械・設備の導入や維持管理に係るコストが高いことから、導入が進んでいない状況です。

農家アンケートにおいては、今後の農業行政で重視してもらいたい項目として「農業機械・生産施設の整備支援」を挙げた方が多くなっています。

[施策の基本的方向]

- ・農業経営の安定化のため、需要に応じた計画的な米づくりや経営所得安定対策を進めるとともに、収入保険への加入等を促進します。
- ・農業生産の効率化を図るため、スマート農業技術の活用や機械の導入を促進します。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和 4 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
転作作物の作付面積	844ha	850ha
農業機械リース事業	322ha	360ha

●施策の展開

【3-1 農業経営の安定化】

主な取組	内 容
安定経営への支援	・需要に応じた計画的な米づくりの推進 ・経営所得安定対策の推進 ・麦，大豆，飼料用米等の転作作物の生産促進 ・収入保険制度等の加入促進 ・農業ヘルパー事業の推進
資金面の支援	・制度資金の利用促進
農業機械リース事業の推進	・共同利用機械の利用促進
病虫害対策の実施	・水稻，麦，大豆の共同防除事業の指導，支援
高温化への対応	・高温耐性品種等の情報提供
有害鳥獣対策の実施	・イノシシ等による農作物被害防止対策の実施 ・デジタル技術を活用した捕獲活動等の負担軽減策の検討
畜産関連対策の実施	・配合飼料価格安定基金積立の推進 ・飼養衛生管理マニュアルに基づく伝染病の発生防止

【3-2 農業用機械・施設の整備支援】

主な取組	内 容
農業生産施設・機械等の整備支援	・収益向上や環境負荷低減に係る機械，施設の整備支援
農業機械リース事業の推進	・共同利用機械の利用促進
先端設備等の導入支援	・先端設備等の導入促進

【3-3 スマート農業導入の促進】

主な取組	内 容
スマート農業導入の促進	・スマート農業に関する情報収集及び発信 ・スマート農業機械や施設の整備支援
スマート農業技術に係る人材育成	・スマート農業に関する実証・研修の実施

基本施策 4 農産物のブランド化等による儲かる農業の推進

[現状と課題]

農産物の価格低迷が続く中、農業従事者の所得向上を図るためには、農産物のブランド化や加工による高付加価値化、消費者のニーズやライフスタイルに合わせた農産物の生産、海外市場も視野に入れた販路拡大等への取組による儲かる農業を推進することが重要です。

ブランド化を推進するためには、ターゲットの設定や商品の特性を生かした差別化、特産品としての新規開発や既存商品の魅力向上を促進することが必要です。

また、少量多品目の農産物が生産されている本市において、より効果的にブランディングを推進するため、水戸の農産物の包括的なブランド化の検討が求められています。

本市の特産品であるわら納豆については、農業の近代化等により、わら納豆に使用される稲わらの減少が著しく、将来における生産が危ぶまれています。そのため、就労支援施設、納豆事業者等と連携した稲わらの生産・確保に向けた継続的な取組が必要です。

[施策の基本的方向]

- ・農産物の市場価値を高め、農業従事者の所得向上を図るため、農産物のブランド化や6次産業化、販路拡大等による儲かる農業の実現を目指します。
- ・市内農家や福祉施設との農福連携により、本市の特産品である「わら納豆」の生産維持を図ります。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和4年度)	2028 年度 (令和10年度)
水戸の野菜ブランドの創設	—	創設
水戸の梅「ふくゆい」の出荷量	3t	10t
わら納豆用稲わら生産・加工の促進によるわら苞出荷量	68,000 食	80,000 食

●施策の展開

【4-1 農産物のブランド化の推進，販路拡大】

主な取組	内 容
農産物等の高付加価値化の推進	・「水戸の柔甘ねぎ（地理的表示（GI）※産品）」及び「ふくゆい」のブランドイメージの確立 ・生産技術の向上による農産物の高品質化 ・水戸の野菜ブランドの創設 ・福米粉プロジェクトの推進
PR活動の強化	・飲食店や加工業者との連携強化 ・消費者との交流機会の創出 ・水戸の農産物の情報発信 ・ふるさと納税を活用したPR強化
梅産地づくりの推進	・ジョイント栽培による梅の生産推進 ・優良な苗の供給 ・水戸の梅産地づくり協議会を通じた，生産，加工，販売の一体的な推進
納豆による地域ブランド力の向上	・わら納豆用稲わら生産・加工の促進（福藁プロジェクト） ・納豆製造事業者等と連携した納豆に関するイベント等によるシティプロモーション活動の推進 ・納豆のまち・水戸ロゴマークの活用 ・納豆料理の普及啓発
農産物加工品の開発，販路拡大の支援	・地域資源を生かした農産物加工品の商品開発，販路拡大に向けた取組の支援 ・農業従事者と商工業者のマッチング機会の創出 ・国や県等との連携による農産物の輸出支援 ・国，県の事業を活用した農業用施設や機械等の整備支援（再掲） ・農産加工センター「かたくり市」の活用促進及びPR強化

※ 地理的表示（GI：Geographical Indication）とは

農林水産物・食品等の名称で，その名称から当該産品の産地を特定でき，産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示をいいます。

【4-2 特色のある産地の育成】

主な取組	内 容
農業者団体の活動支援	・農業従事者が組織する生産者団体等の活動支援
果樹産地の振興	・果樹の生産振興，情報発信 ・果樹園の維持と後継者育成の推進

基本施策 5 地産地消の推進

[現状と課題]

市内に多くの消費者を抱え、農産物の生産地と消費地が近い本市は、市内に向けた消費拡大の潜在性が高く、農産物の直売所やスーパー内に設置されているインショップが多数あり、地産地消に適した環境にあります。

地産地消の推進としては、地場農産物を活用したメニューを提供する飲食店等「水戸美味（みとうま）」の取組や、学校給食における地場産物の活用に取り組んでおり、更なる地場農産物の利用拡大を図ることが求められています。

また、食文化の継承や食の大切さを伝える食育については、農業体験や料理教室など、様々な取組を推進しています。特に未来をリードすることもたちの食育は重要であり、農業体験による農業への理解を深める取組を進める必要があります。

[施策の基本的方向]

- ・地産地消を促進するため、市内の飲食店や学校給食等における有機農産物を含めた地場農産物の利用拡大を推進します。
- ・市内小学校やＪＡ水戸等と連携し、農業体験を実施し、農業への理解を深めるとともに、食への興味や関心を持つ機会を創出し、食育の推進を図ります。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和 4 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
水戸美味登録店舗数	81 店舗	100 店舗
農業体験等参加者数（ふるさと農場）	1,170 人	1,300 人
アグリメイトいきいき農業体験事業実施校数	16 校	24 校

●施策の展開

【５－１ 地場農産物の活用促進】

主な取組	内 容
直売所等の利用促進	・ＪＡ水戸や農家が設置する直売所等の利用促進 ・農産加工センター「かたくり市」の利用促進 ・小売店等における地場農産物のPRの促進
飲食店等における地場農産物の利用促進	・地場農産物を活用したメニューを提供する飲食店等「水戸美味（みとうま）」の推進 ・飲食店等とのマッチング機会の創出
学校給食における地場産物の利用拡大	・地産地消に関する啓発（食育の推進） ・地場農産物及び特産品を使用した献立「MITOごはん」の実施
地産地消の推進に係る情報発信	・地産地消に係る情報発信の充実 ・地産地消イベントの開催 ・地産地消ロゴマークの活用 ・農業体験の実施
納豆による地域ブランド力の向上（再掲）	・納豆製造事業者等と連携した納豆に関するイベント等によるシティプロモーション活動の推進 ・納豆のまち・水戸ロゴマークの活用

【５－２ 食育の推進】

主な取組	内 容
農業体験の推進	・ＪＡ水戸と連携した小・中学校における農業体験の実施 ・生産者による農業体験の実施支援 ・小・中学校における農業体験事業の支援（アグリメイトいきいき農業体験事業）
ふるさと農場等における農業体験等の実施	・野菜づくり体験や講習会の実施 ・果樹等の収穫体験の実施
市場における食の大切さを伝える体験活動の推進	・料理教室や市場見学会の実施 ・朝市やみとっぼわくわく感謝市等の開催
郷土料理・伝統料理の伝承	・郷土料理など、伝統的な食文化を継承した学校給食献立の実施及び関連指導 ・３歳児健康診査における行事食、郷土食の普及・啓発 ・SNS等による行事食や郷土料理のレシピ紹介
健康的な食生活の推進	・食生活改善推進員による料理教室の開催 ・「健康づくりガイドブックみと」における地元食材の紹介

基本施策 6 環境にやさしい農業の推進

[現状と課題]

SDGs や農業における環境配慮への関心が高まる中、将来に向け持続可能な農業を実現するためには、化学農薬や化学肥料の削減、耕畜連携による堆肥の利用、有機農業の取組の推進が必要です。

また、農村地域は、安全で安心な食料の安定供給はもとより、水源のかん養、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、文化の伝承など、多面的な機能を持っています。

これらの機能を将来にわたり維持するためには、農業が持続的に行われ、そこに住む人々が安らぎのある快適な生活を送れるよう、農村景観・自然環境の保全、農村コミュニティの維持等に取り組む必要があります。

[施策の基本的方向]

- ・持続可能な農業の実現のため、堆肥の利用促進や有機農業の推進等による環境にやさしい農業を推進します。
- ・農村地域の維持を図るため、農業の多面的機能を維持・発揮するための地域の共同活動など、農村コミュニティ活動を推進します。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和 4 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
有機 JAS 認証取得件数	6 件	18 件
多面的機能の維持・発揮のための 地域活動面積	2,234ha	2,400ha

●施策の展開

【6-1 環境保全型農業等の推進】

主な取組	内 容
環境保全型農業の推進	・環境に配慮した農業生産への支援 ・環境保全型農業に係る情報提供 ・営農型太陽光発電に係る情報提供
有機農業の推進	・ＪＡ水戸，県等と連携して取り組む農業従事者の増加 ・学校給食における有機農産物の活用
自給飼料の利用促進	・畜産農家による自給飼料の利用促進 ・飼料用稲等の飼料の生産支援
堆肥の利用促進	・耕畜連携による堆肥の利用促進 ・下水汚泥資源の肥料利用の検討

【6-2 農村環境の保全管理・コミュニティ活性化の支援】

主な取組	内 容
多面的機能維持活動の推進	・農業の多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や地域資源の適切な保全管理の支援

基本施策 7 都市と農村の交流促進

[現状と課題]

人々の価値観やライフスタイルは多様化しており、余暇活動を充実したい、環境への理解を深めたいといったニーズを受け止める場としても、農業・農村は期待されています。

また、市民の健康増進の視点からも、日常の食生活や農業体験等を通じて食の在り方を考える機会の充実が求められます。都市と農村の交流促進に向けては、都市住民の意識やニーズを十分に汲み上げ、反映させる必要があります。

[施策の基本的方向]

- ・ 農業体験や市民農園の利用促進により、都市と農村の交流を促進し、交流人口の増加を図ります。
- ・ 森林公園や果樹園等の自然資源や観光資源を生かした魅力づくりを推進します。

●目標水準

指 標	現 況	目 標
	2022 年度 (令和 4 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
ふるさと農場貸出区画数	126 区画	140 区画 (全区画)
森林公園来園者数	15 万人	25 万人

●施策の展開

【7-1 交流人口の増加】

主な取組	内 容
市民農園の推進（再掲）	・ふるさと農場の利用促進 ・市民農園の利用促進及び新規開設支援
農業体験の推進（再掲）	・ＪＡ水戸と連携した小・中学校における農業体験の実施 ・生産者による農業体験の実施支援 ・農業体験の情報発信
交流イベントの開催支援	・産業祭（農業祭）の開催支援
直売所等の利用促進（再掲）	・ＪＡ水戸や農家等が設置する直売所等の利用促進 ・農産加工センター「かたくり市」の利用促進 ・小売店等における地場農産物のPRの促進
果樹産地の振興（再掲）	・果樹の生産振興，情報発信 ・果樹園の維持と後継者育成の推進
森林公園周辺における体験プログラムの充実	・果物収穫，野菜作り等の農業体験の実施 ・植樹祭等の森林環境教育の実施
森林公園の再整備事業	・新たな森林公園再整備プログラムの策定

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本市農業の目指す姿として掲げた「**安心な食を支える農業の振興**」の実現に向け、生産活動の主役である農業従事者を中心に、農業団体（ＪＡ）、食品関連事業者、農業教育機関、消費者である市民、行政等の関係者が一体となって本計画に位置付けた施策に取り組むこととします。

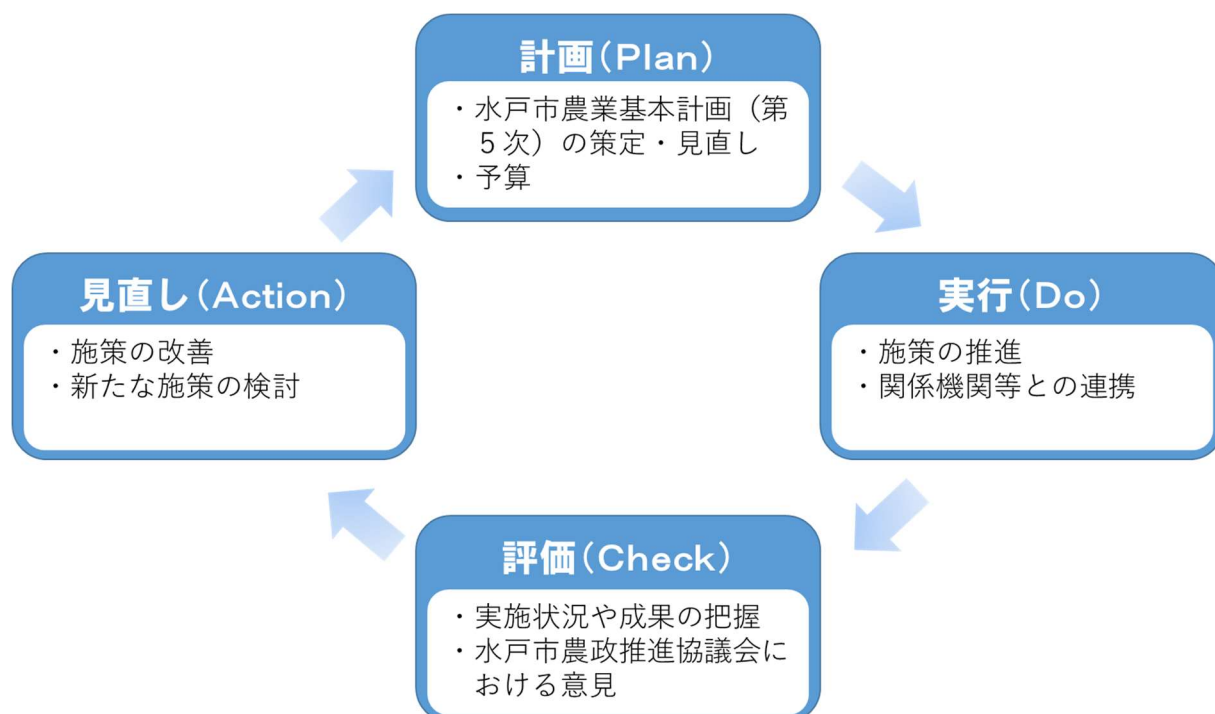
●関係者等に期待される主な役割

生産活動の 中心となる 農業従事者 等	農業従事者	・消費者ニーズに応じた農業生産活動 ・地域計画（人・農地プラン）に基づく地域農業の推進 ・地域営農の担い手の育成 ・地域の農地・環境保全活動の実践 ・都市住民との交流
	農業団体 （ＪＡ）	・営農指導・販売事業、購買事業等による農業経営の支援 ・信用事業、共済事業による支援 ・地域農業の牽引 ・食育の実践 ・農業に関わる人の増加
	食品関連事業者 （加工・流通・ 販売・飲食等）	・地場農産物の積極的な活用 ・6次産業化への取組
	農業教育機関	・新規就農者等担い手の確保・育成 ・農業に関わる人の増加
消費者である市民		・農業・農村の食料供給や多面的機能への理解 ・地場農産物の積極的な消費による農業・農村の側面的支援 ・農業・農村との交流事業への参加 ・食育の実践

行政等	市	・「水戸市農業基本計画（第5次）」に基づく施策の推進 ・関係者，関係機関等の連携と活動支援 ・農地法に基づく農地の適正な利用の推進 ・遊休農地の調査 ・農地情報の収集・提供 ・食育の推進 ・地産地消の推進
	農業公社	・担い手の育成・支援（農業経営改善支援センター業務，農作業受託組織の育成，補助労働力（農業ヘルパー）の育成） ・農地の集積（農地中間管理機構業務） ・農業機械リース，農作業受託事業

2 進行管理

本計画を着実に推進するため，進捗状況や成果を点検・検証の上，水戸市農政推進協議会に報告し，必要に応じて施策内容の見直しを行うものとします。



資料編

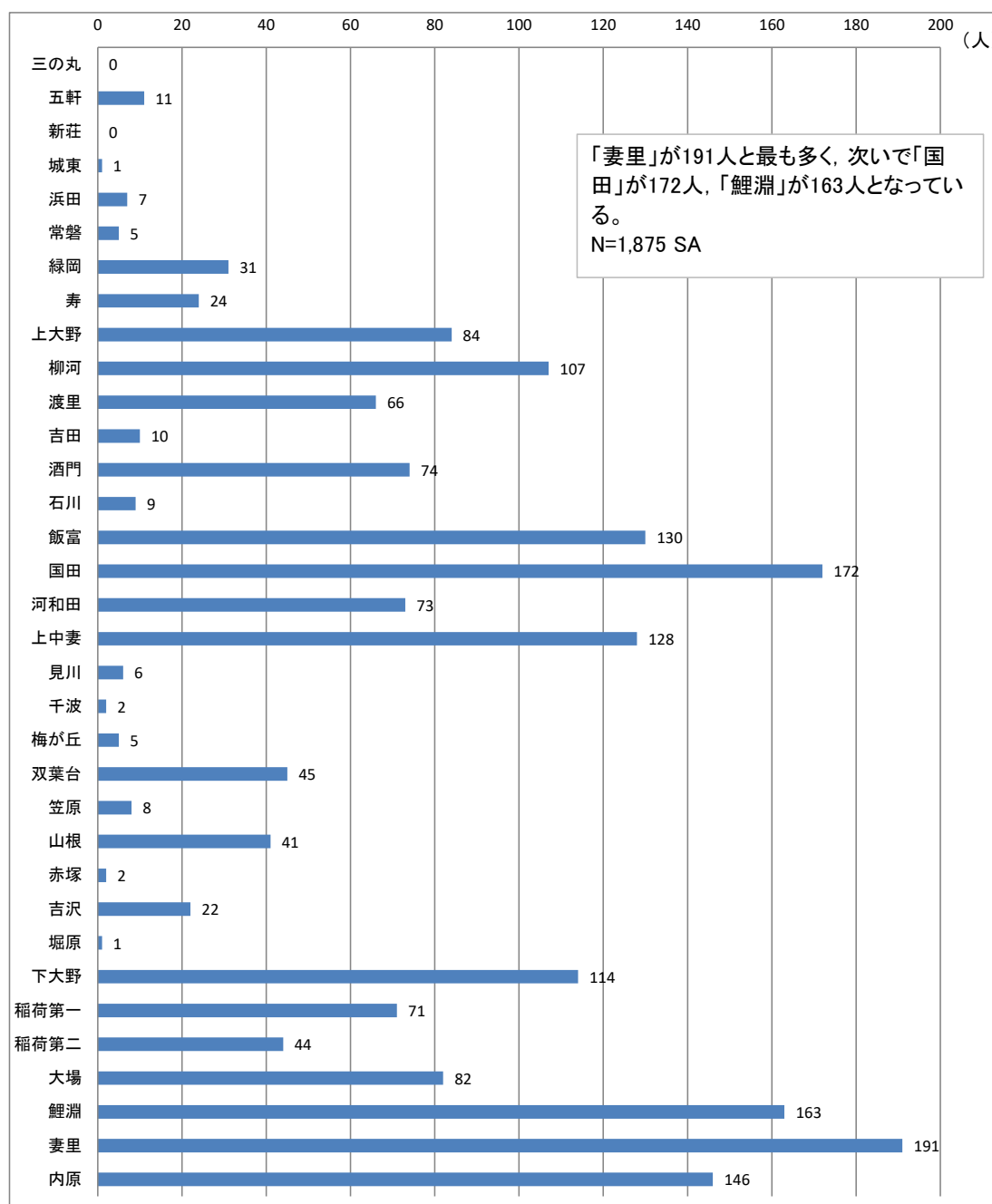
1 農家アンケート調査結果

○農家アンケートの目的

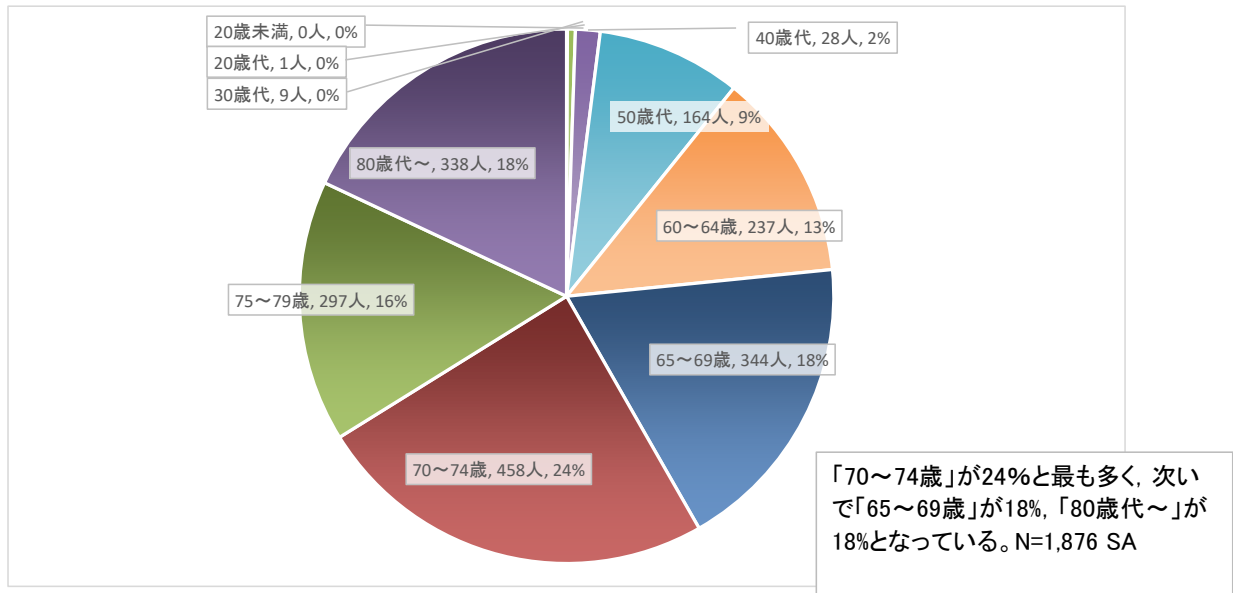
水戸市農業基本計画(第5次)の策定に向け、農業者の意向を広く把握し、実態に沿った計画づくりを目指すため、農家アンケートを実施した。

実施期間	令和5年7月～令和5年8月
実施方法	農政協力員による直接配付, 郵送回収
対象者数	5,500世帯(各農政協力員の把握による農家世帯)
回収数	1,878世帯
回収率	34.1%
備考	※有効回答数:N ※単一回答の設問:SA, 複数回答の設問:MA

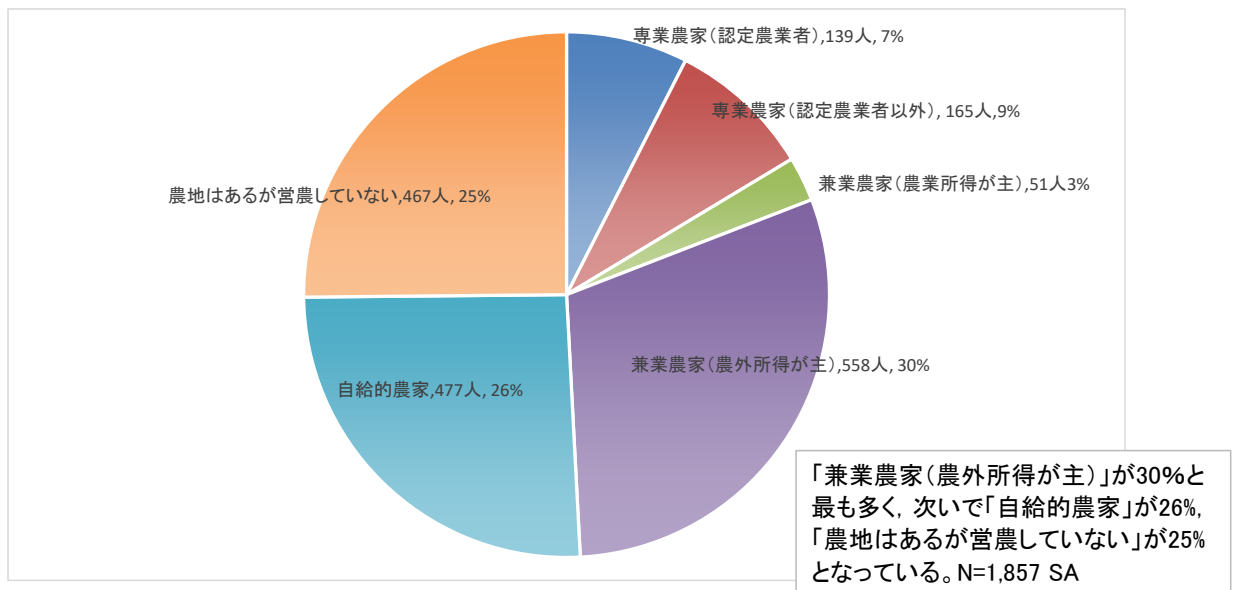
問1 あなたのお住まいの地域を教えてください(最寄の市民センター・小学校)



問2 あなたの年齢を教えてください

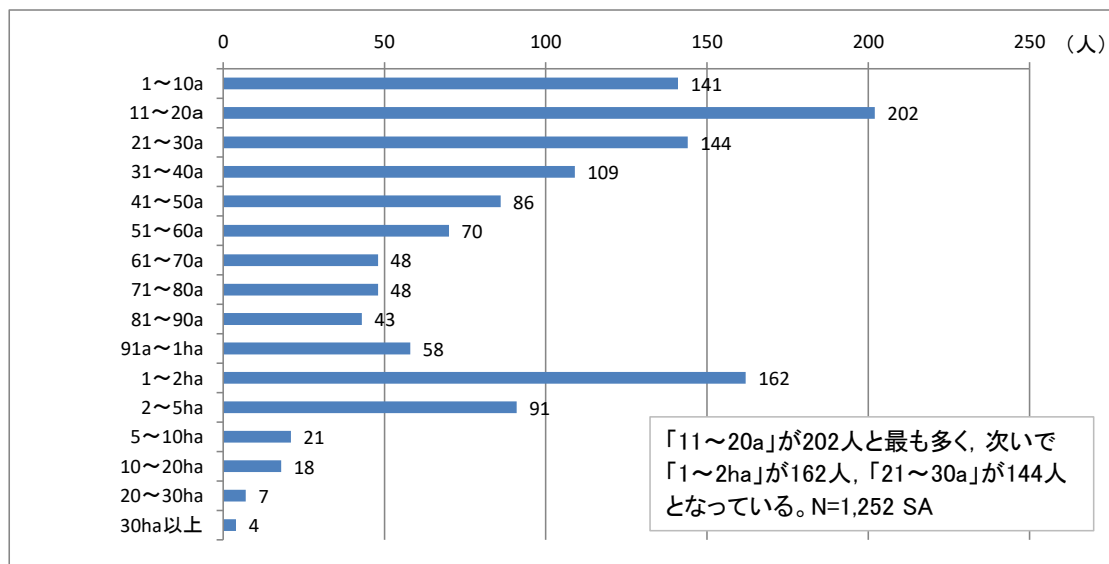


問3 あなたの農業経営の形態を教えてください

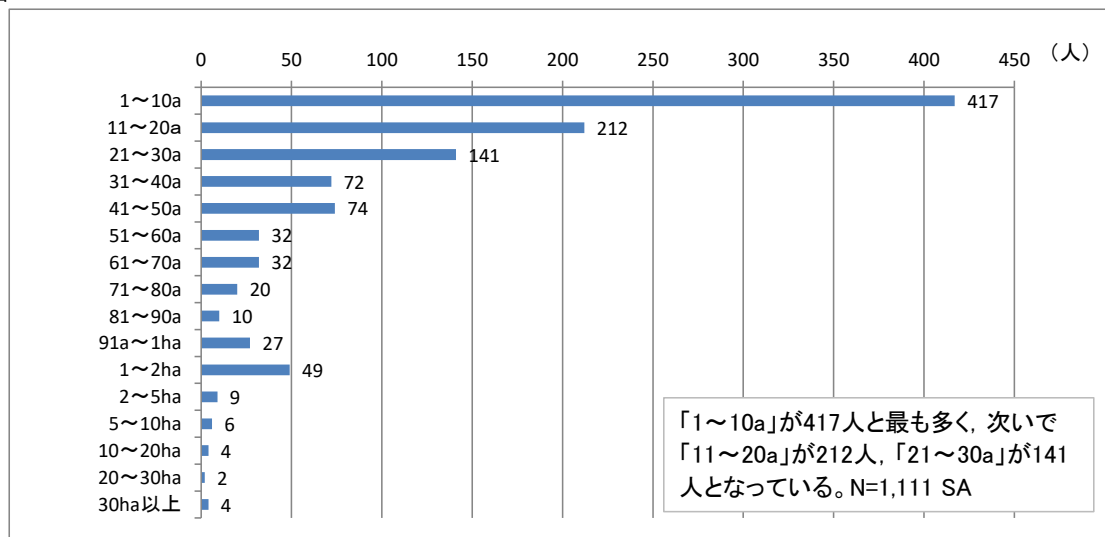


問4 あなたの農業経営面積について教えてください

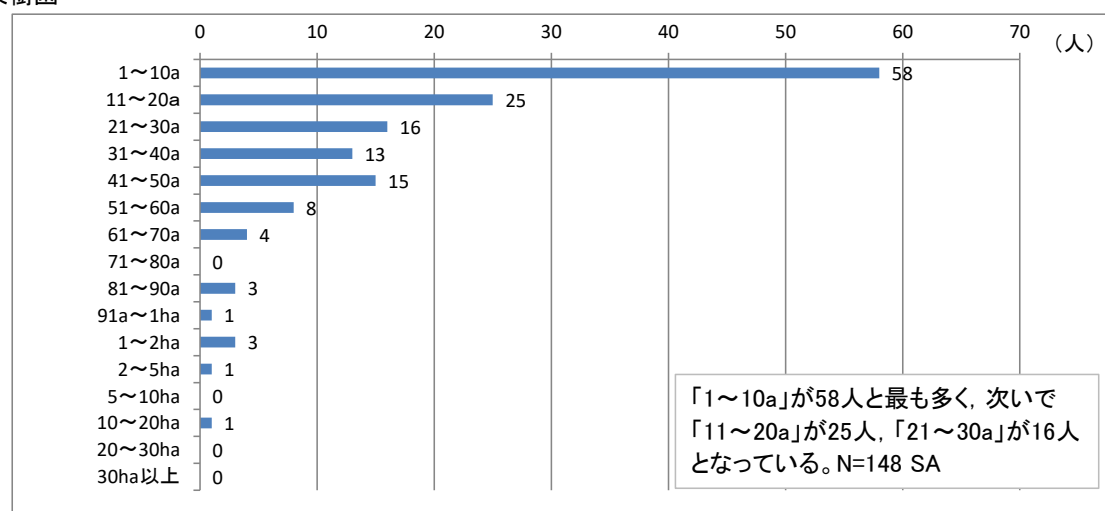
(1) 田



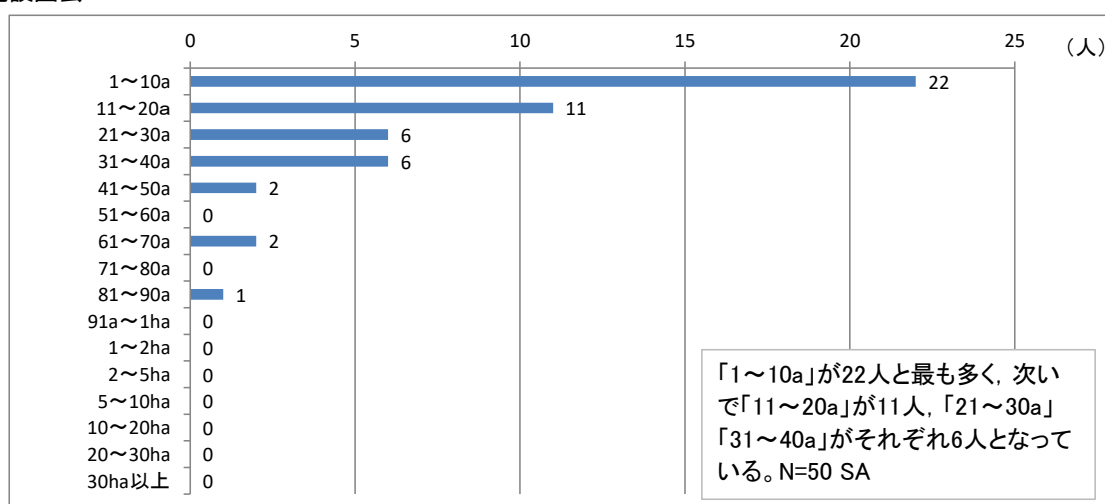
(2) 畑



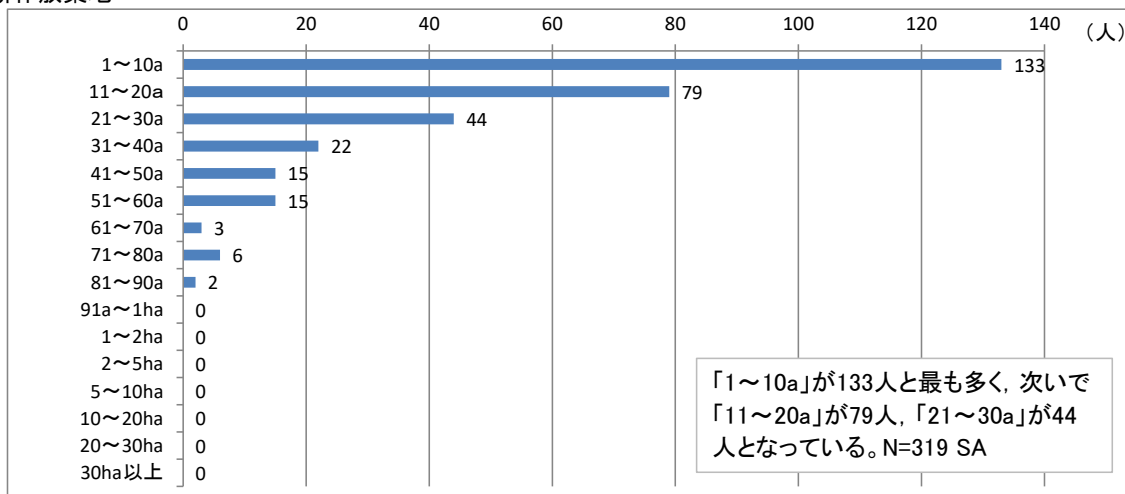
(3) 果樹園



(4) 施設園芸

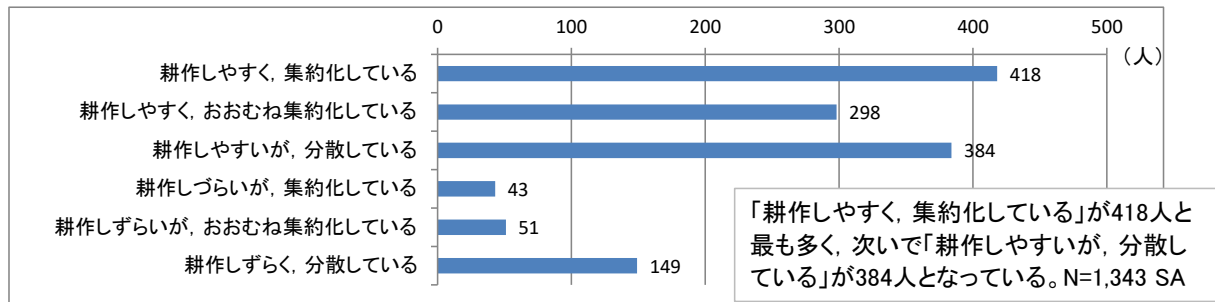


(5) 耕作放棄地

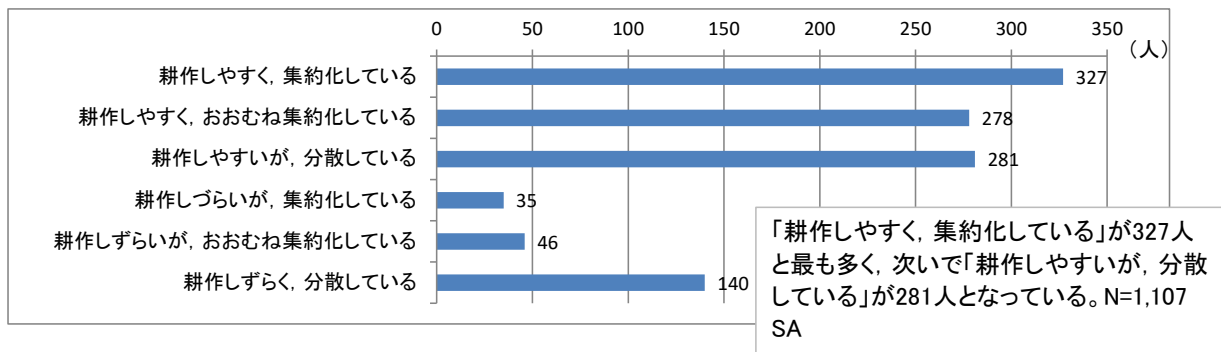


問5 あなたの経営する農地の状況について教えてください

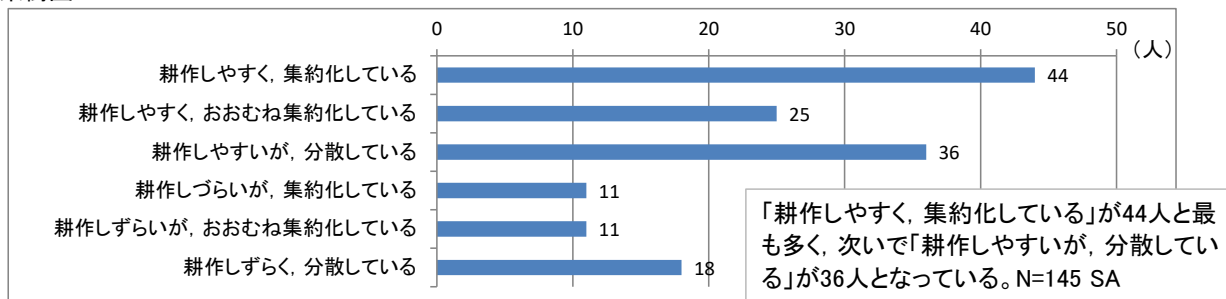
(1) 田



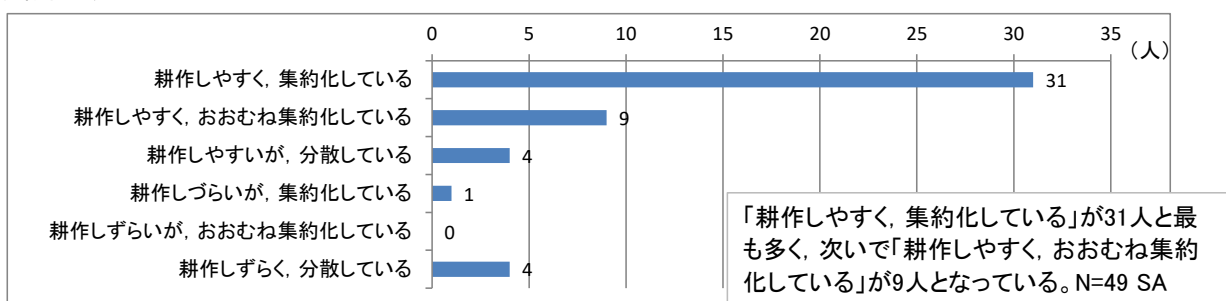
(2) 畑



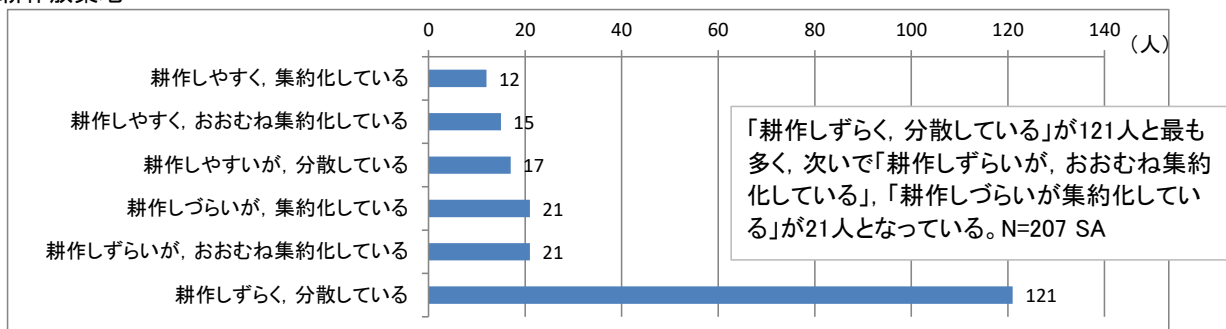
(3) 果樹園



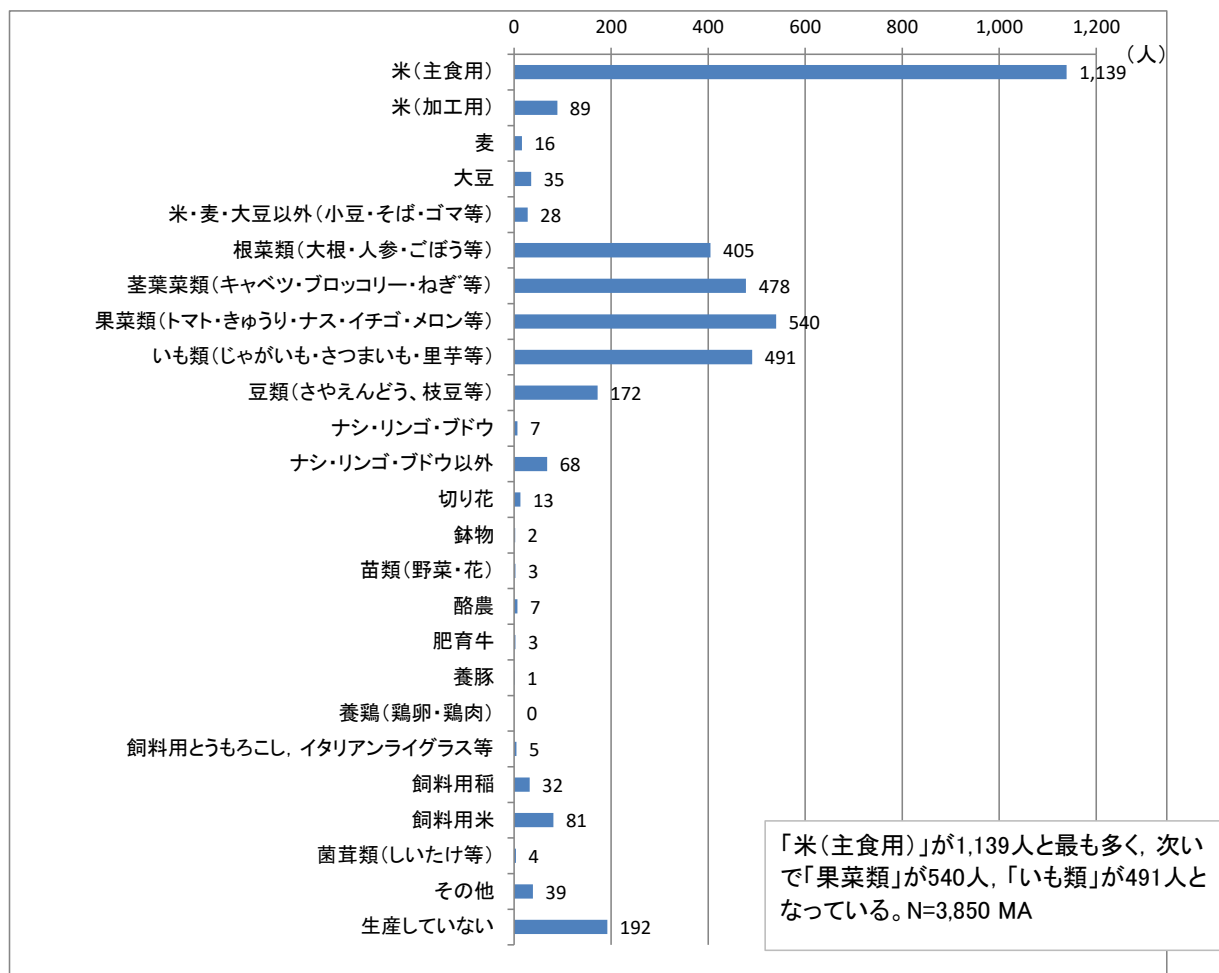
(4) 施設園芸



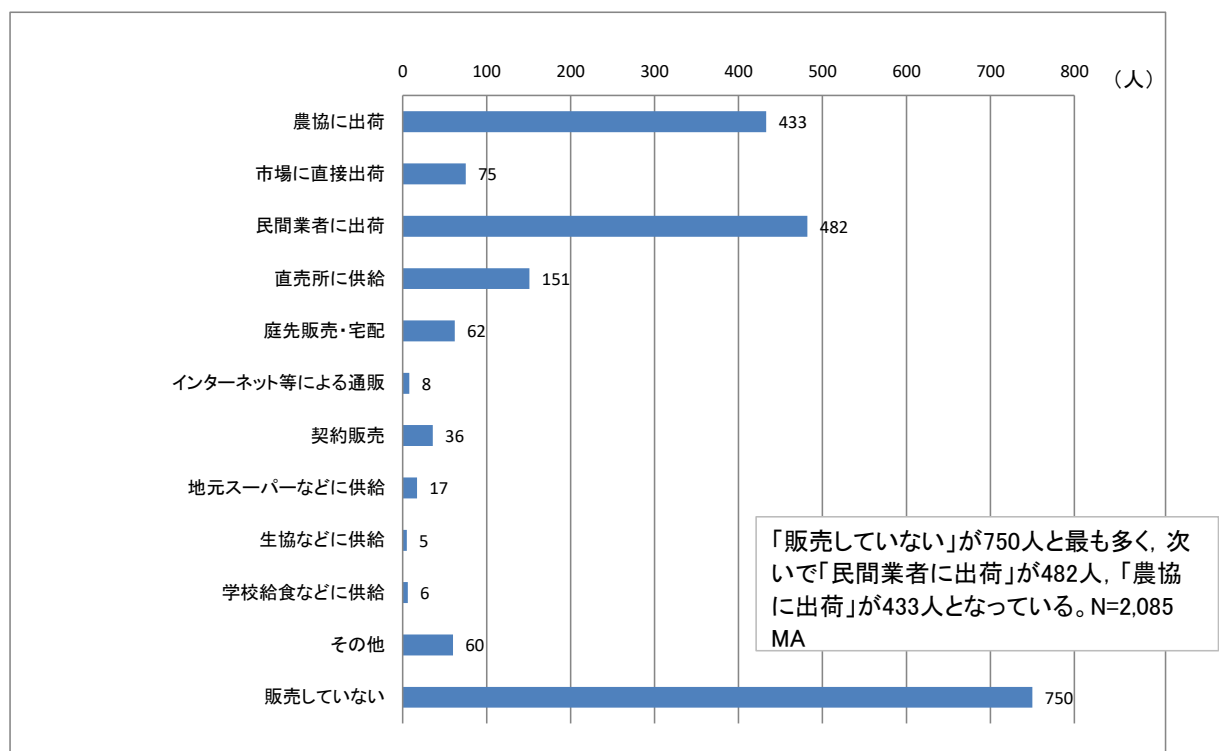
(5) 耕作放棄地



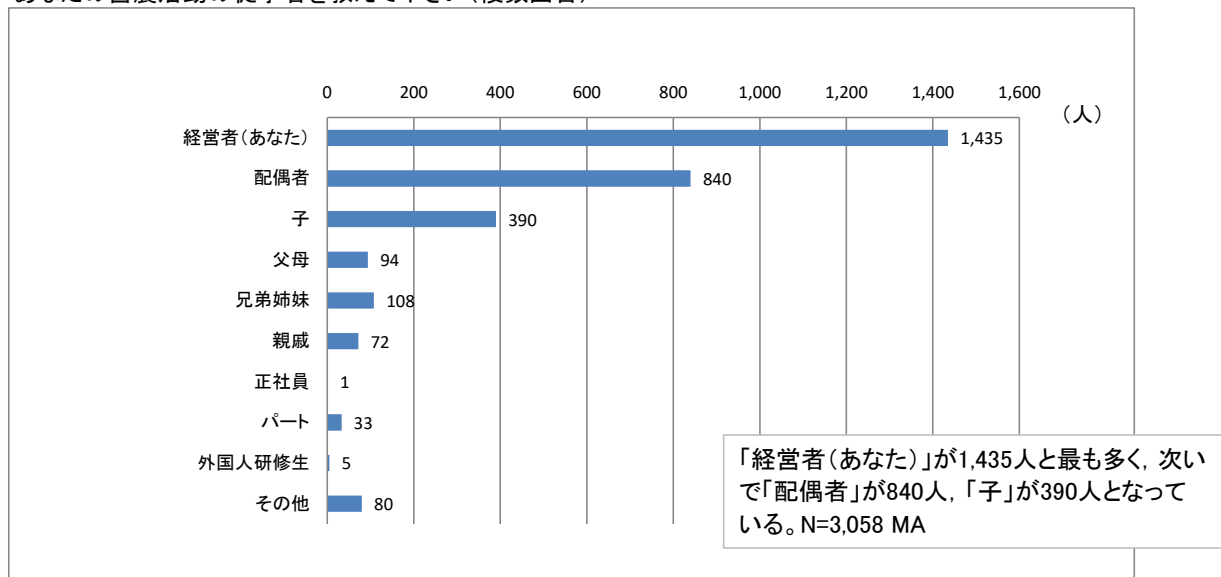
問6 あなたが生産している主な農畜産物を教えてください(回答5つまで)



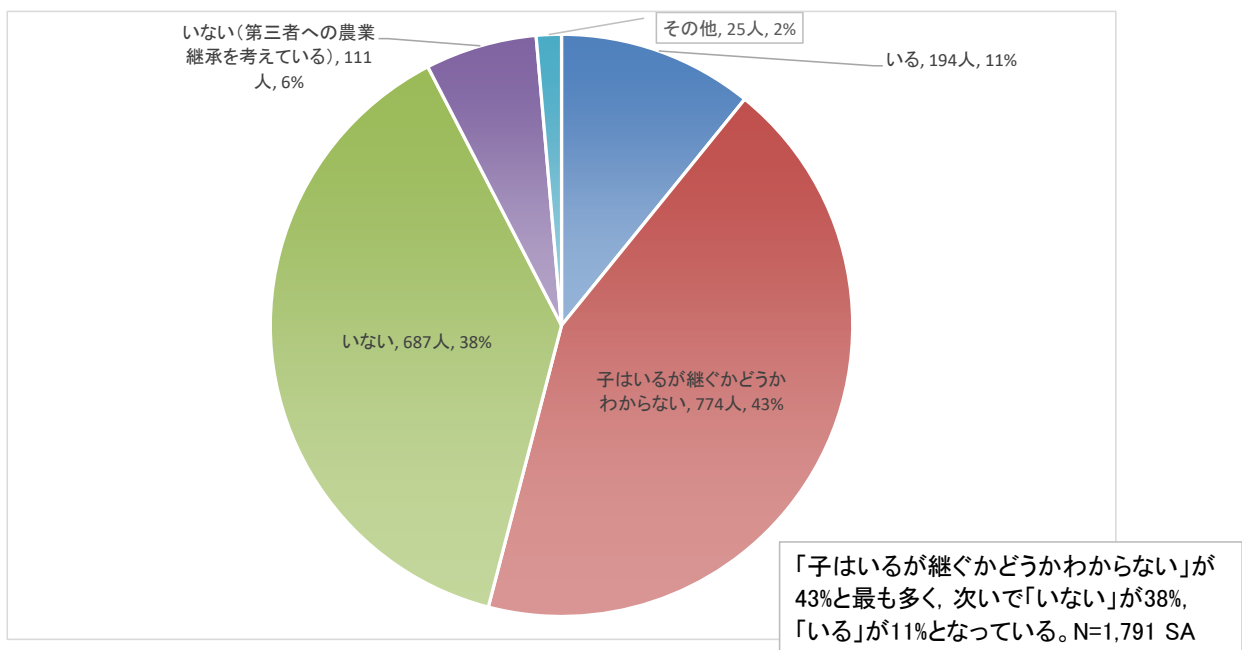
問7 あなたはどのような方法で農産物を販売していますか？(複数回答)



問8 あなたの営農活動の従事者を教えてください(複数回答)

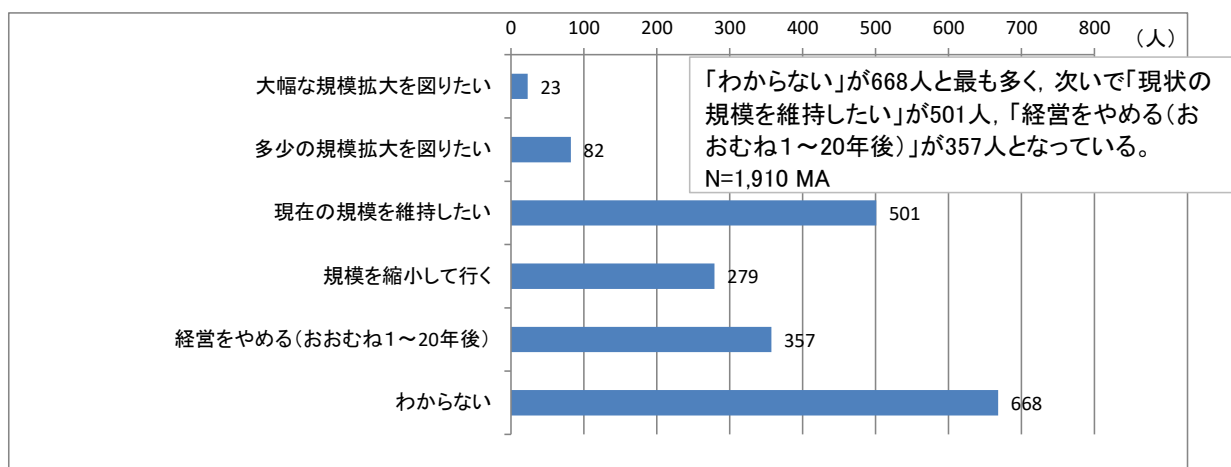


問9 10年後に営農している予定の後継者等はいますか？

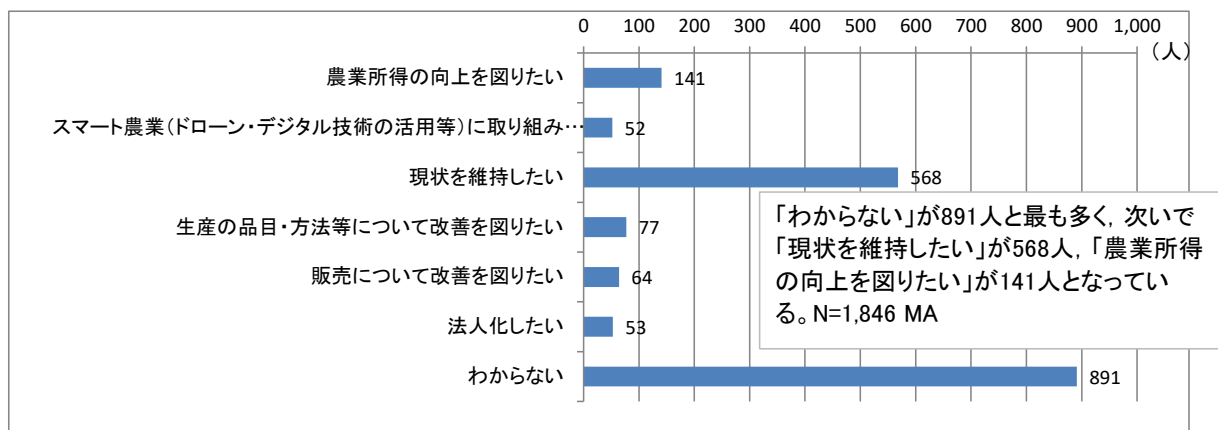


問10 今後10年間の、あなたの営農の方向性について、教えてください(複数回答)

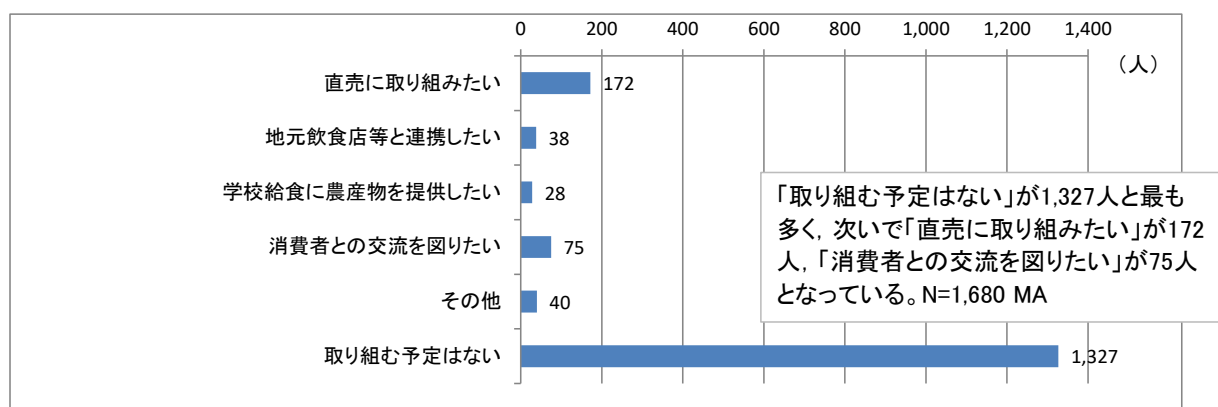
(1) 経営規模



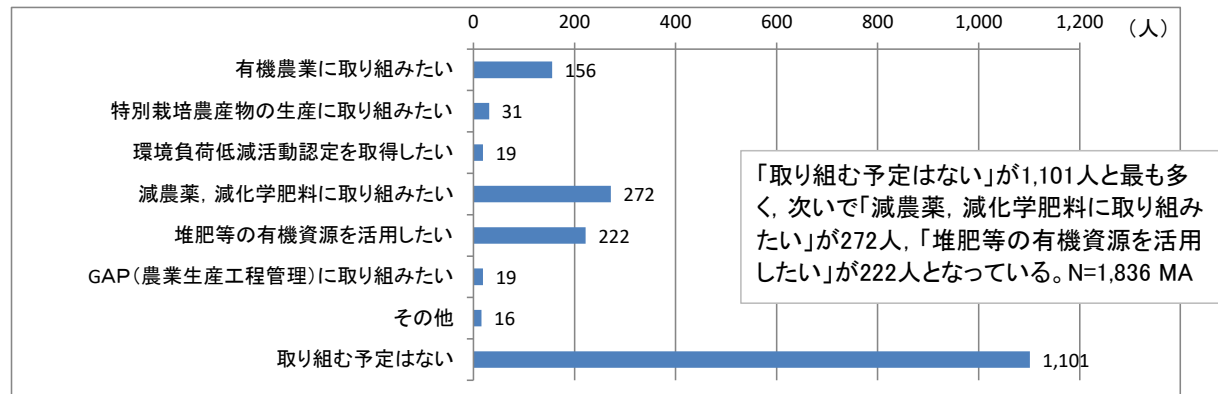
(2) 経営方針



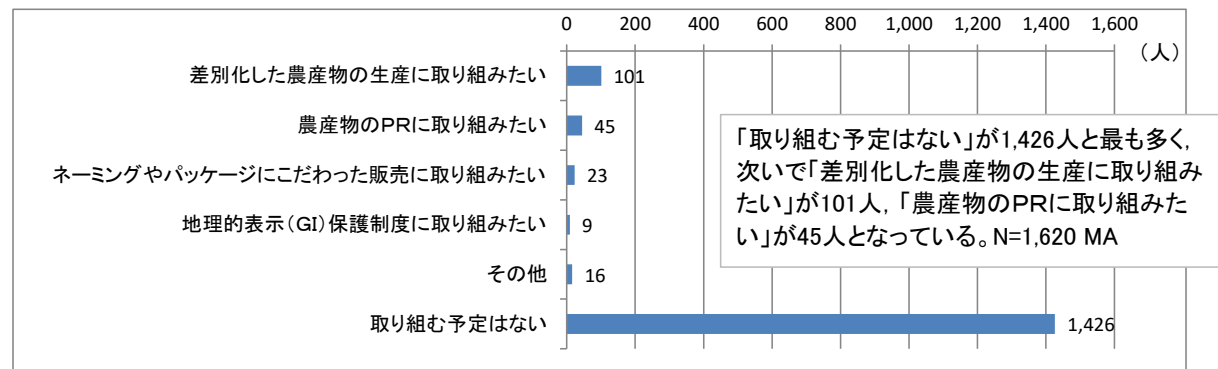
(3) 地産地消の取り組み



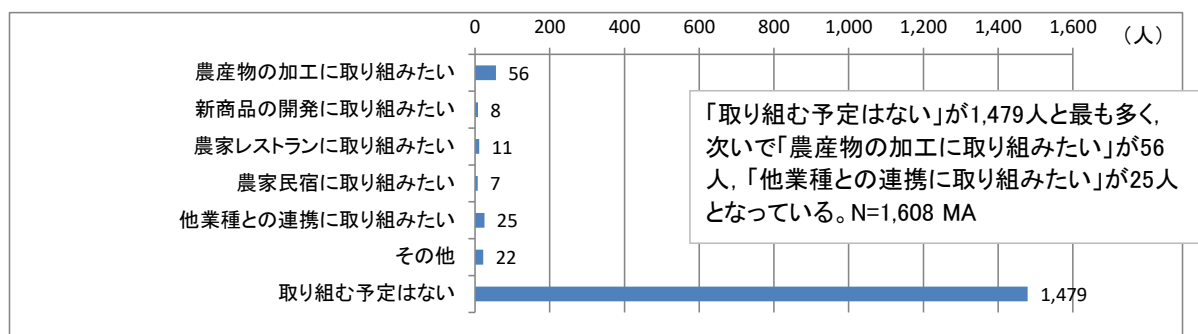
(4) 環境にやさしい農業の取り組み



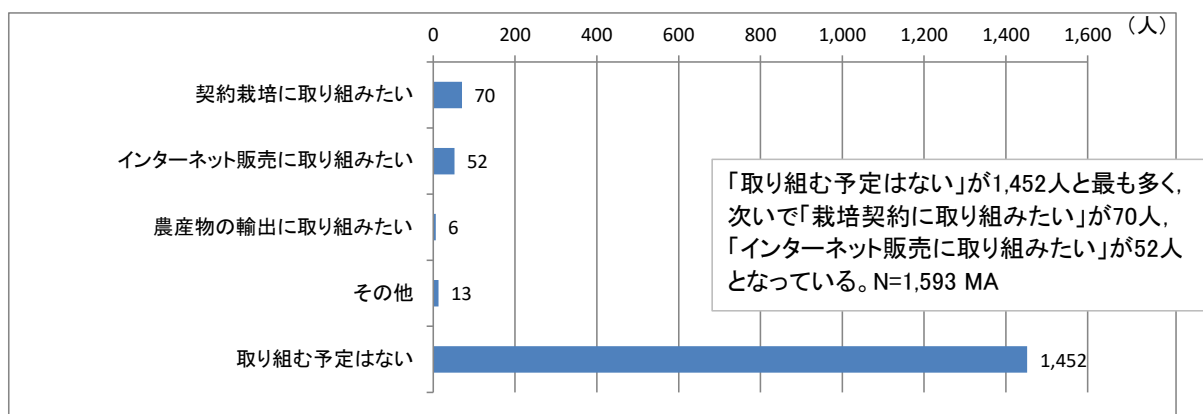
(5) ブランド化の取り組み



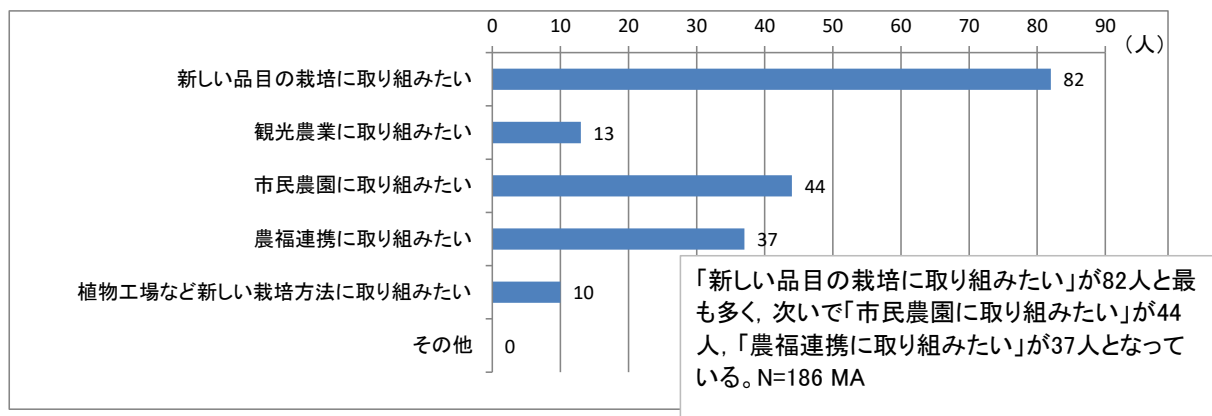
(6) 6次産業化の取り組み



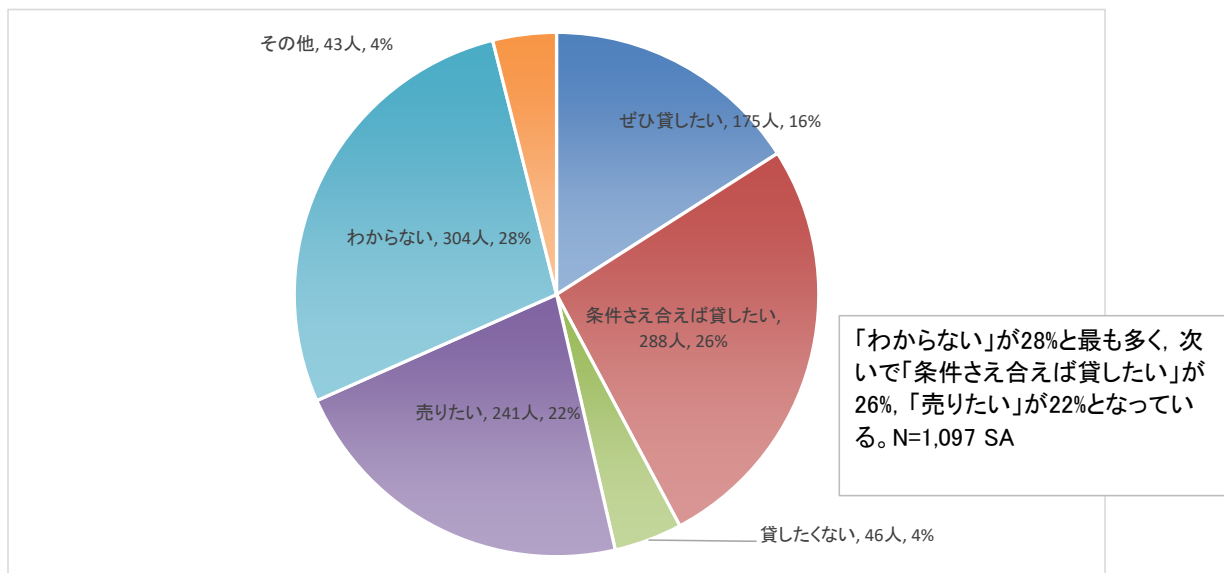
(7) 販路拡大の取り組み



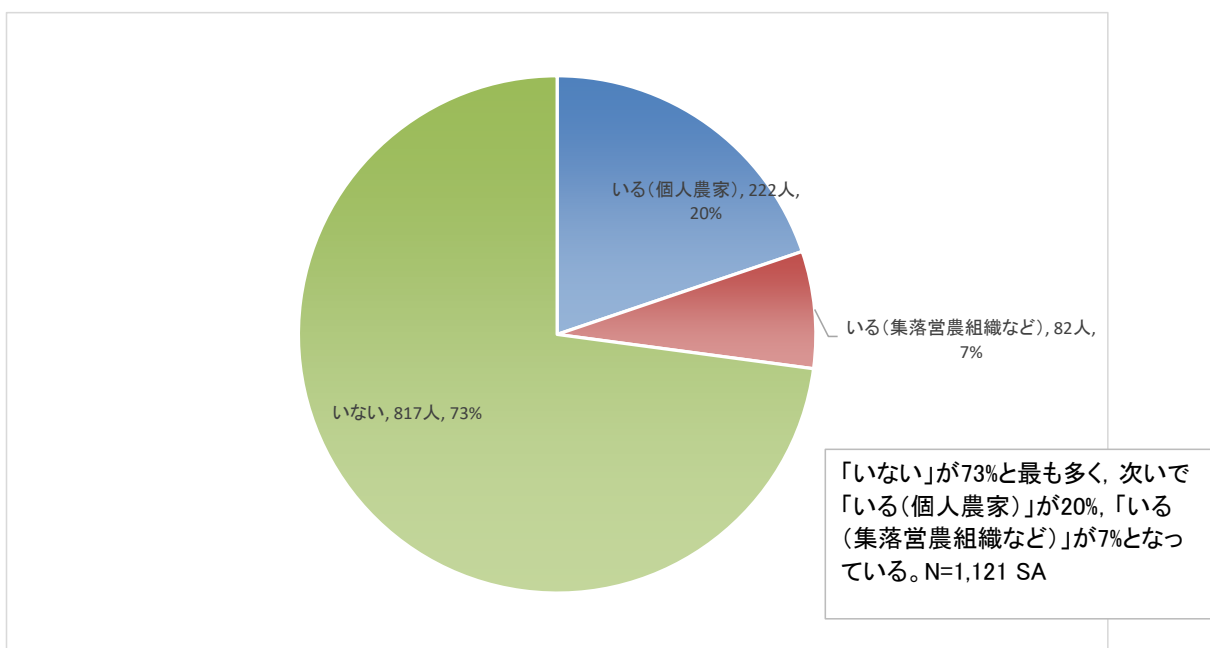
(8) その他の取り組み



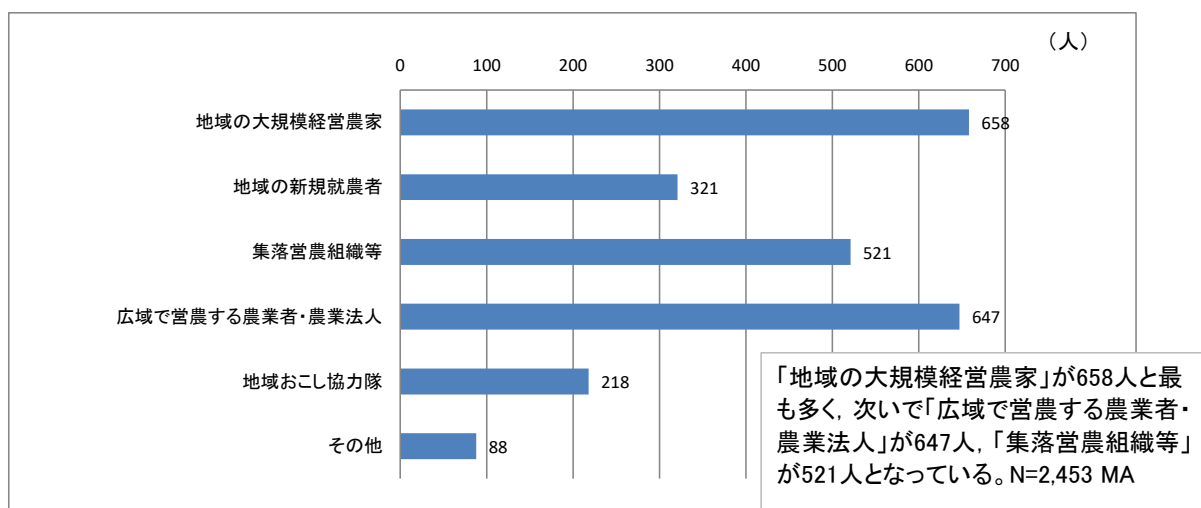
問11 問10で「4（規模を縮小していく）」「5（経営をやめる（概ね〇年後）」を選んだ方、または現在営農していない方のみ
 (1) 農業経営をやめる（縮小する）場合、農地を貸したい（売りたい）とお考えですか？



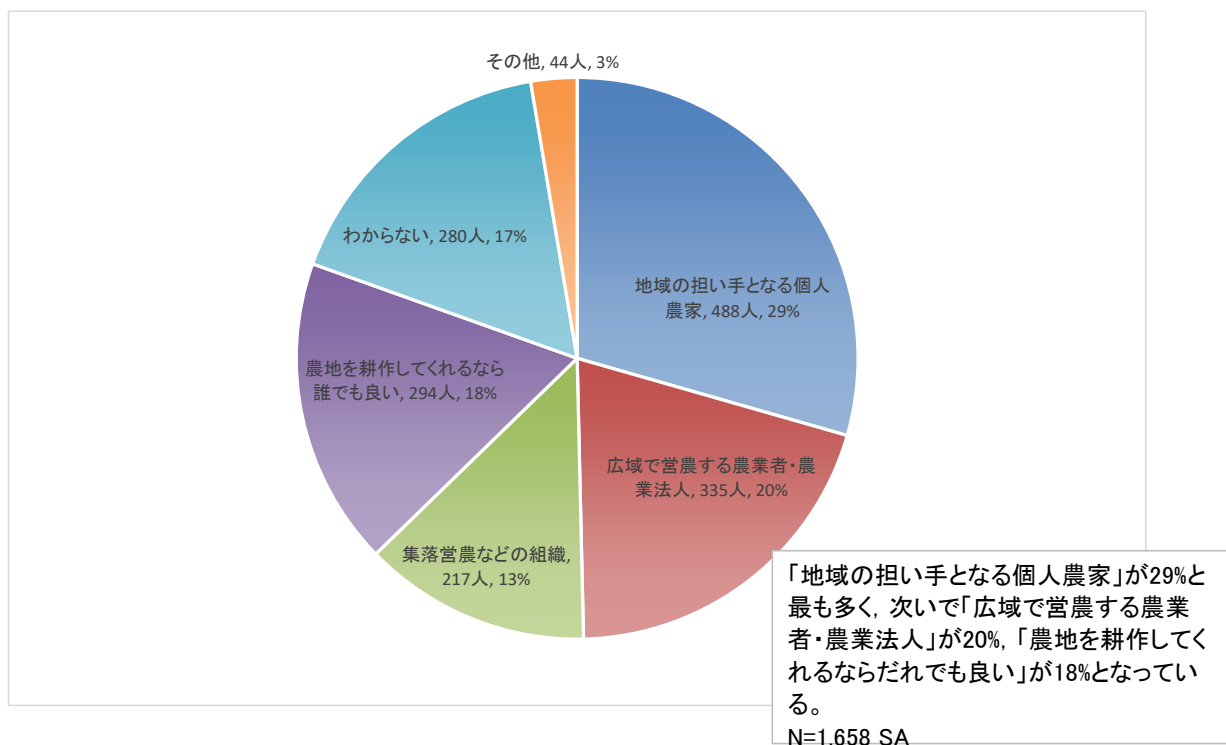
(2) 農業経営をやめる（縮小する）場合、農地を任せる担い手農家はいますか？



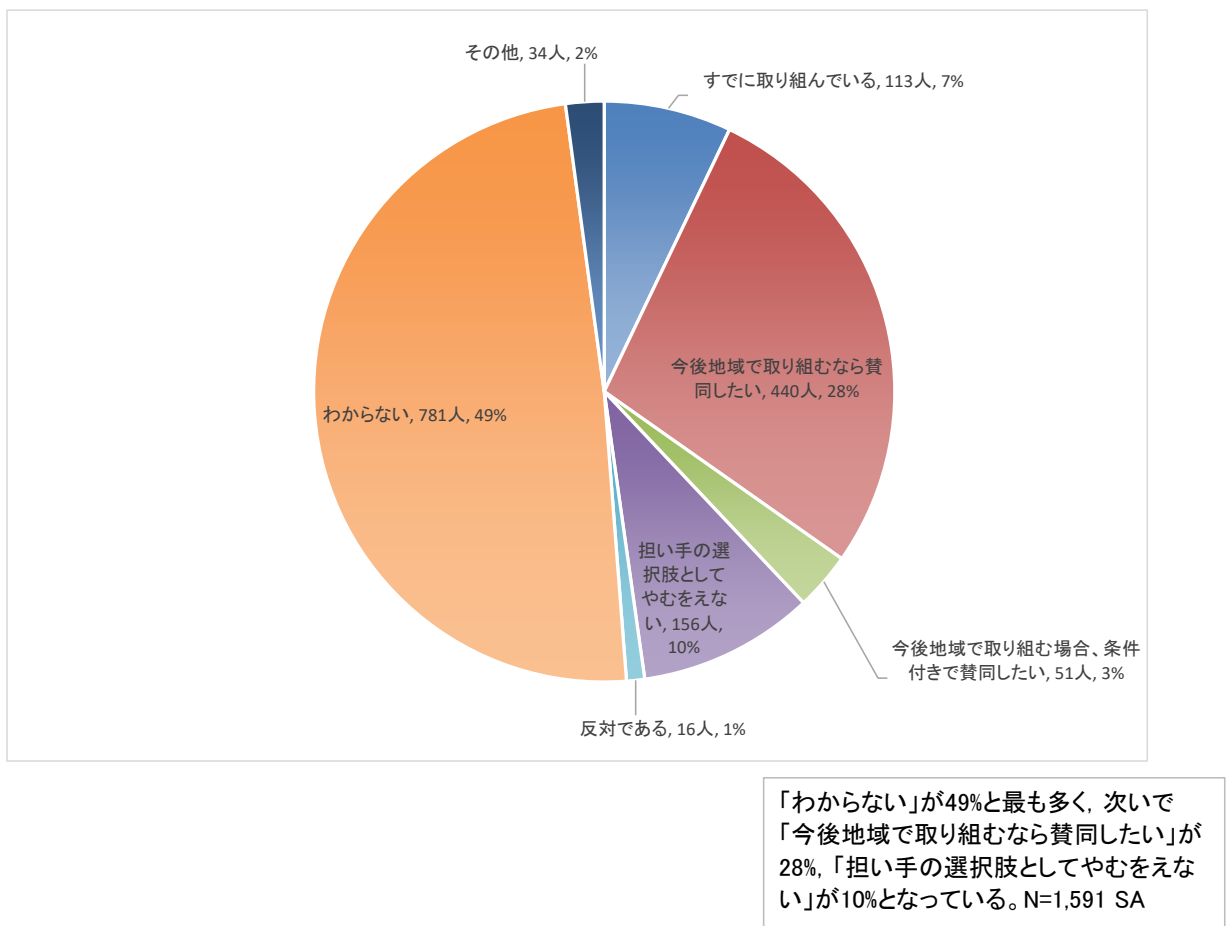
問12 将来的に農業をやめる人が増えた場合、担い手の確保が必要となりますが、地域の担い手としては、どのような方が適当だと思いますか？（複数回答）



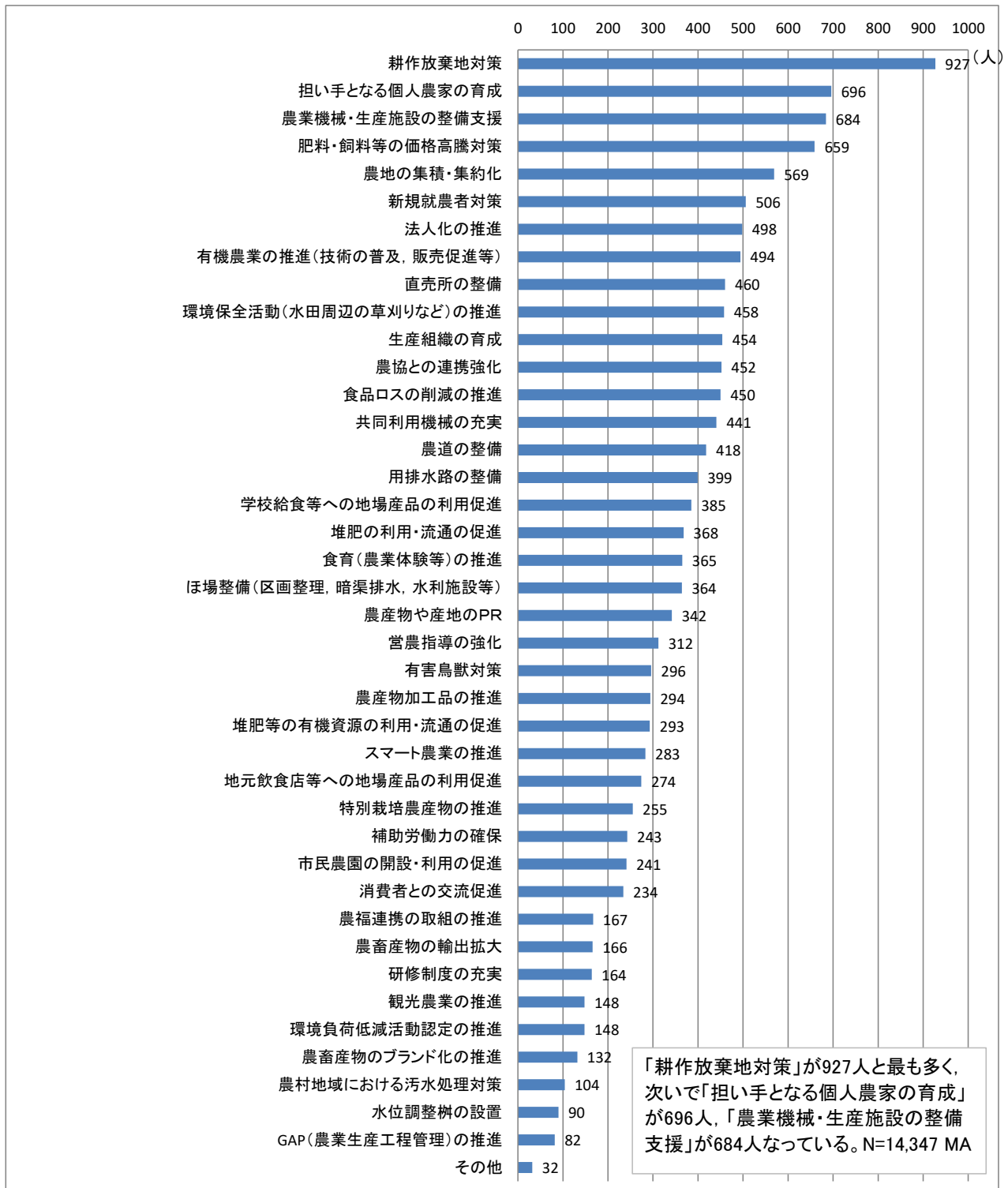
問13 あなた個人が農地を貸す場合、どのような担い手に貸したいと考えますか？



問14 集落営農について、お考えを教えてください



問15 今後の農業行政で重視してもらいたいものは何ですか？



問16 農業について、ご意見や普段考えていることをお聞かせください
ご意見等について

区 分	件数
1 農業を支える多様な担い手の確保・育成	81
2 優良農地の確保, 農地の集積・集約化に向けた取組の推進	106
3 農業経営の安定化, 経営の効率化に向けた取組の推進	108
4 農産物のブランド化等による儲かる農業の推進	21
5 環境にやさしい農業の推進	8
6 地産地消の推進	7
7 都市と農村の交流促進	5
8 その他	41
合計	377

2 計画の策定経過

名 称	実施日	主な内容
農家アンケート	令和5年7月～8月	・ 5,500 世帯を対象に農家アンケートを実施
第1回 庁内検討委員会	令和5年7月13日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）策定基本方針について
政策会議	令和5年7月24日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）策定基本方針（案）について
第1回 農政推進協議会	令和5年8月31日	・ 諮問 ・ 水戸市農業基本計画（第5次）について
第2回 庁内検討委員会	令和5年10月20日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）素案について ・ 今後のスケジュールについて
第2回 農政推進協議会	令和5年10月31日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）素案について
関係機関への意見照会	令和5年12月8日 ～28日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）素案に関するご意見等について
第3回 農政推進協議会	令和6年2月29日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）素案について
第2回 政策会議	令和6年3月28日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）素案について
パブリック コメント	令和6年4月10日 ～5月9日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）素案を公表
答申	令和6年5月20日	・ 水戸市農業基本計画（第5次）の答申
庁議	令和6年6月21日	・ 計画策定

水戸市農業基本計画（第5次）

令和6年 月

水戸市 産業経済部 農政課

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

TEL : (029) 232-9181 (直通)

FAX : (029) 232-9255